

第2次北海道青少年健全育成 基本計画

—青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して—



令和2年（2020年）3月

北海道

はじめに

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長するためには、全ての青少年が夢や希望を抱き、将来に向かってはばたける社会をつくっていくことが必要です。

一方で、少子化・核家族化や高度情報化など青少年を取り巻く環境は急激に変化しており、いじめ、不登校、児童虐待、ひきこもり、インターネットの利用に起因するトラブル・犯罪など様々な課題が生じています。

この度、北海道青少年健全育成条例の基本理念等を踏まえ、近年の社会情勢の変化と課題に対応した「第2次北海道青少年健全育成基本計画」を策定しました。

北海道では、青少年が健やかに成長し、自立できる社会の実現に向け、国や市町村、家庭、学校、地域等と連携を図りながら青少年の健全育成に向けた施策を着実に推進してまいりますので、道民の皆様のより一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました北海道青少年健全育成審議会の委員をはじめ、御協力をいただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月

北海道知事 鈴木 直道



目次

第1章 基本事項	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象となる「青少年」の範囲	4
5 第1次計画の指標の達成状況	5
○ 達成状況	5
○ 指標の内訳	6
第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題	11
1 青少年をめぐる社会環境の変化	11
○ 少子化・核家族化	11
○ 高度情報化	12
○ 雇用情勢・所得格差	12
○ 国際化	13
○ 消費社会の変化	13
2 青少年を取り巻く課題	14
○ いじめ	14
○ 不登校	14
○ 自殺	15
○ 子どもの貧困	16
○ 児童虐待	16
○ 福祉を害する犯罪	17
○ インターネットトラブル	18
○ 新規学卒者等の早期離職	19
○ 若年無業者・ひきこもり	19
第3章 青少年健全育成の基本的考え方	21
1 基本理念（条例第2条）	21
2 施策の基本方針（条例第8条）	21
3 施策の体系	21
○ 計画のテーマ	21
○ 施策体系	22
4 主要な指標についての数値目標	23
◆ 主要指標	23
◆ 参考指標	27
第4章 発達段階に応じた主な取組	30
1 乳幼児期（0～5歳）	30

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり	30
◎ 豊かな心と健やかな体の育成	31
◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり	31
2 学童期（6～12歳）	33
◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり	33
◎ 豊かな心と健やかな体の育成	33
◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり	35
◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	37
◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	38
◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり	38
3 思春期（13～17歳）	40
◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり	40
◎ 豊かな心と健やかな体の育成	40
◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり	42
◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	44
◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	45
◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり	46
4 青年期・ポスト青年期（18～39歳）	48
◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	48
◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり	48
◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	49
第5章 推進体制	51
1 庁内における推進体制	51
2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議	51
3 国・市町村との連携	51
4 青少年関係団体との連携	51
5 関係業界との連携	51
6 地域における連携	52
7 施策の推進状況等の進行管理	52
資料編	53
北海道青少年健全育成条例	54
子ども・若者育成支援推進法	63

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長することは、道民全ての願いです。

道では、青少年が健全に育成される社会の実現に向けて、「北海道青少年健全育成条例」に基づき、平成20年に概ね10年間を計画期間とする第1次計画を策定しました。

平成27年には、平成25年に改正した北海道青少年健全育成条例に関連する道の取組、平成21年制定の「子供・若者育成支援推進法」、また同法に基づく大綱である「子供・若者ビジョン」に関連する道の取組を盛り込み、第1次計画の改訂を行いました。

昨今の青少年を取り巻く状況としては、インターネットの利用に起因するトラブル・犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、新たな問題も生まれています。

これらの社会情勢の変化等を踏まえつつ、青少年の健全育成や、青少年が社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、令和2年度（2020年度）から5年間を計画期間とする「第2次北海道青少年健全育成基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「北海道青少年健全育成条例」第9条に基づく、「**青少年の健全な育成に関する基本計画**」として策定します。

また、この計画は次の計画の性格も有するものです。

◆道の「北海道総合計画」の**特定分野別計画**

「北海道総合計画」は、平成28年度～令和7年度までを計画期間とし、道政の基本的な方向を総合的に示す計画であり、この計画に沿って特定の分野における具体的な政策を推進する計画をいう。

◆子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく**都道府県子ども・若者計画**

全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現を目指すために平成21年に制定。対象年齢は0歳～39歳。この法に基づき、各都道府県において子ども・若者育成支援に関する計画を策定するもの。

◆持続可能な開発目標 **SDGs** の達成に資する**基本計画**

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年に国連サミットで採択された2030年までの国際社会共通の17の目標であり、先進国、開発途上国を問わず、経済・社会・環境をめぐる幅広い課題の統合的な解決を目指しその目標達成に向けた取組を推進するもの。17の目標の中には「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」等がある。

この計画に関連する道の主な計画等は次のとおりです。〔 〕は関係法令

◆**北の大地☆子ども未来づくり北海道計画**〔北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例〕

結婚から妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を行うため、ライフ・ステージに応じた少子化対策の具体的な施策や目標等について定めるもの。

◆**北海道子どもの貧困対策推進計画**〔子どもの貧困対策の推進に関する法律〕

全ての子どもが将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向け、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的に効果的に推進するもの。

◆北海道障がい者基本計画〔障害者基本法〕

希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組むもの。

◆北海道雇用・人材対策基本計画〔北海道雇用創出基本条例〕

雇用・労働に関する諸問題への的確な対応を図りながら、良質で安定的な雇用の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するもの。

◆北海道総合教育大綱〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕

本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（理念）や施策の根本となる方針を示すもの。

◆北海道教育推進計画〔教育基本法〕

本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて北海道が目指す教育の全体像を示すもの。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

4 計画の対象となる「青少年」の範囲

計画全体としては乳幼児期から思春期まで（0歳から18歳未満）を青少年としてとらえていますが、ひきこもり等の若者への支援など、40歳未満のポスト青年期までを対象とする施策も含まれます。

発達段階 定義	乳幼児期					学童期							思春期			青年期										ポスト青年期													
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
青少年	[Orange bar from 0 to 39]																																						
子ども	[Orange bar from 0 to 18]																																						
若者														[Orange bar from 13 to 39]																									
児童						小学生																																	
生徒													中学生・高校生																										
少年	[Orange bar from 0 to 18]																																						

※本計画における用語の用い方

- ・ 青少年等の用語のとらえ方は、各種法令・条例等によって様々で、年齢によって明確に区別はできませんが、計画全体としては上記の区分により用います。
- ・ なお、児童虐待に関する項目については、「児童福祉法」の定義により0歳～18歳未満までを「児童」という用語で整理しています。

5 第1次計画の指標の達成状況

道では「北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）」において11の施策の目標を設定し、市町村や関係団体と連携を図りながら取組を推進してきました。

また、11の目標に対して25の主な数値目標を掲げ、毎年、その達成状況を確認するなど進行管理を行ってきました。計画の最終年である平成29年度の達成状況は次のとおりです。（※は平成28年度の数値。）

○ 達成状況

施策の 目標	指標を設定した主な取組	目標値に対する達成率		
		100%以上	80%以上	80%未満
1 青少年の豊かな人間性をはぐくむ家庭づくりの促進			2	1
	(1) 基本的な生活習慣の形成等家庭教育のための情報と機会の提供		1	
	(2) 保護者の役割、父親の積極参加等の啓発		1	1
2 心身の健やか成長と生きる力をはぐくむ教育の推進			4	
	(3) 社会で生きる実践的な力の育成		1	
	(4) 豊かな心と健やかな体の育成		1	
	(5) 信頼される学校づくりの推進		1	
	(6) いじめ対策等の推進		1	
3 地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりの促進		3	2	2
	(7) 自然体験等多様な体験機会の提供		1	1
	(8) 地域の身近な場所での居場所づくり	1		1
	(9) 子育て支援の推進	2		
	(10) 地域における保健医療の充実		1※	
4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進		1		
	(11) 生涯学習の推進	1		
5 青少年の自立をはぐくむ地域環境づくり		2		
	(12) ボランティア活動等社会奉仕体験の参加促進	1		
	(13) 青少年団体活動の促進	1		
6 青少年の自立を支える就業環境づくりの促進		2		1
	(14) 青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実	1		
	(15) 青少年の就業支援の促進	1		
	(16) 起業の支援			1
7 国際感覚豊かな青少年の育成		1		
	(17) 多様な国際交流活動の推進	1		
8 困難を有する青少年をはぐくみその家庭を支える環境づくりの促進		1	1	
	(18) 不登校対策等の推進		1	
	(19) 障がい等のある青少年の支援	1		
9 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化		-	-	-
	-	-	-	-

10 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化		1	
(20)情報化社会への対応		1	
11 青少年の被害の防止と保護	1		
(21)子どもの安全・安心の確保のための取組の推進	1		
合計	11	10	4

(11 の目標のうち、「9 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化」については数値目標の設定がありません。)

○ 指標の内訳

(1) 基本的な生活習慣の形成等家庭教育のための情報と機会の提供

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
1 小中学生の朝食摂取の状況 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 85.9	100	84.4	84.4
	中学校 82.0	100	81.4	81.4
◆全国学力・学習状況調査において「朝食を毎日食べているか」の設問に対し「食べている」と回答した児童・生徒の割合				

(2) 保護者の役割、父親の積極参加等の啓発

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
2 育児休業取得率 (%) 【北海道総合計画】	男性 2.0	10.0	2.2	22.0
	女性 89.4	85.0	81.5	95.8
◆出産者または配偶者が出産した者のうち育児休業取得者の割合				
3 子育てを支援する企業割合 (%)	大企業 97.6	100.0	99.6	99.6
	中小企業 2.5	25.0	3.0	12.0
◆子育て支援に係る「一般事業主行動計画」を策定・届出している企業の割合				

(3) 社会で生きる実践的な力の育成

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
4 異なる年代 (学年) や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 86.0	100	95.5	95.5
	中学校 78.8	100	94.1	94.1
◆全学年において、世代間交流や異学年、他の校種と交流する活動を行っている学校の割合				

(4) 豊かな心と健やかな体の育成

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
5 規範意識や基本的な倫理観等の状況 (%)【北海道教育推進計画】	小学校 88.9	100	91.6	91.6
	中学校 92.1	100	94.5	94.5
◆全国学力・学習状況調査において、「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」、又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合				

(5) 信頼される学校づくりの推進

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
6 学校評価を踏まえた学校改善の状況 (%)【北海道教育推進計画】	小学校	83.7	100	86.4
	中学校	82.6	100	83.7
◆PTAの保護者代表等を対象としたアンケートで、「あなたの学校では、保護者の意見等を参考に学校評価を行い、積極的に学校改善を進めていると思いますか」という設問に対し、「そう思う」、又は「おおむねそう思う」と回答した割合				

(6) いじめ対策等の推進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
7 いじめの解消の状況 (%)【北海道教育推進計画】	小学校	96.4	100	97.3
	中学校	92.9	100	93.4
	高校	97.0	100	98.1
◆文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合				

(7) 自然体験等多様な体験機会の提供

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
8 体験活動を学校全体の計画に位置付けている割合 (%)【北海道教育推進計画】	小学校	83.4	100	66.2
	中学校	84.3	100	49.7
◆地域の人材や施設等を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を指導計画に位置づけて、全ての学年で実施した学校の割合				
項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
9 青少年向け木育教室等の実施校(校)	259	346	304	87.8
◆青少年の森林や木材に関する関心を高めるため、青少年向け木育教室等を実施した学校の数				

(8) 地域の身近な場所での居場所づくり

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
10 放課後児童クラブ数(箇所)【子ども未来づくり計画】	924	1,010	1,028	101.7
◆放課後児童クラブの設置箇所数				
項目名	計画改定時	目標値	H29	達成率
11 放課後等における子どもの活動拠点の整備状況(放課後子ども教室等)(市町村)【北海道教育推進計画】	94	全市町村(179)	109	60.8
◆放課後子どもプランにおける「放課後子供教室」及びこれに相当する事業の実施により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村数				

(9) 子育て支援の推進

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
12 ファミリー・サポート・センター数(市町村)【子ども未来づくり計画】	51	60	61	101.6
◆ファミリー・サポート・センターの設置市町村数				
13 合計特殊出生率【北海道総合計画】	1.28	現状維持又は向上	1.29	100.7
◆15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値				

(10) 地域における保健医療の充実

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H28	達成率
14 小児科医師数(小児人口1万人当たり)(人)【北海道医療計画】	15.8	17.0	15.3	90.0
◆小児1万人当たりの小児科医師数				

(11) 生涯学習の推進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
15 道民カレッジの講座受講者(人)【北海道教育推進計画】	74,796	132,000	133,415	101.0
◆道民カレッジの主催講座・連携講座の受講者数				

(12) ボランティア活動等社会奉仕体験の参加促進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
16 地域住民と協働して行うボランティア活動の実施状況(高校)(%)【北海道教育推進計画】	97.7	100	100	100
◆他の校種の学校(幼稚園、小・中学校等)や地域社会などと連携したボランティア活動を行っている公立高等学校の割合				

(13) 青少年団体活動の促進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
17 地域活動への参画状況(%)【北海道教育推進計画】	87.8	100	100	100
◆青少年活動リーダー養成事業修了者のうち、地域の様々な体験活動の機会やボランティア活動などの地域活動へ参画した者の割合				

(14) 青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
18 インターンシップの実施状況(%)【北海道教育推進計画】	46.8	50.0	65.6	131.2
◆全日制道立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合				

(15) 青少年の就業支援の促進

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
19 新規高大卒者就職内定率 (%)	高卒者 95.4	98.2	98.4	100.2
	大卒者 89.1	94.4	94.8	100.4
◆高校、大学卒業見込者の卒業年度の3月末における就職内定者の割合				

(16) 起業の支援

項目名	計画改定時 (H21~24)	目標値	H29	達成率
20 開業率 (%)【北海道総合計画】	1.94	7.0	4.4	62.8
◆既存事業所に対する新設事業所数の割合				

(17) 多様な国際交流活動の推進

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
21 国際理解教育の実施状況 (%) 【北海道教育推進計画】	66.2	100	100	100
◆姉妹校等との生徒との交流会や外国人等による講演会など国際理解教育を行っている公立高等学校の割合				

(18) 不登校対策等の推進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
22 不登校児童生徒の関係機関等 での相談状況 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 70.0	100	83.9	83.9
	中学校 60.5	100	90.8	90.8
◆文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校及び学校外の機関」において相談・指導を受けた児童・生徒の割合				

(19) 障がい等のある青少年の支援

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
23 特別支援学校高等部（職業学 科）卒業生の就職の状況 (%) 【北海道教育推進計画】	29.2	35.0	45.1	128.8
◆職業教育を行う特別支援学校高等部の卒業生のうち就職した生徒の割合				

(20) 情報化社会への対応

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
24 ネットトラブルの未然防止の 取組状況 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 15.7	100	99.2	99.2
	中学校 23.2	100	99.0	99.0
	高校 38.5	100	100	100
◆定期的にネットパトロールを行っている学校の割合				

(21) 子どもの安全・安心の確保のための取組の推進

項目名	計画改定時（H24）	目標値	H29	達成率
25 地域と連携した通学路の安全 確保の取組状況（%） 【北海道教育推進計画】	小学校 85.8	100	100	100
	中学校 84.0	100	100	100
◆通学路を設定している学校のうち、PTA や地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小・中学校の割合				

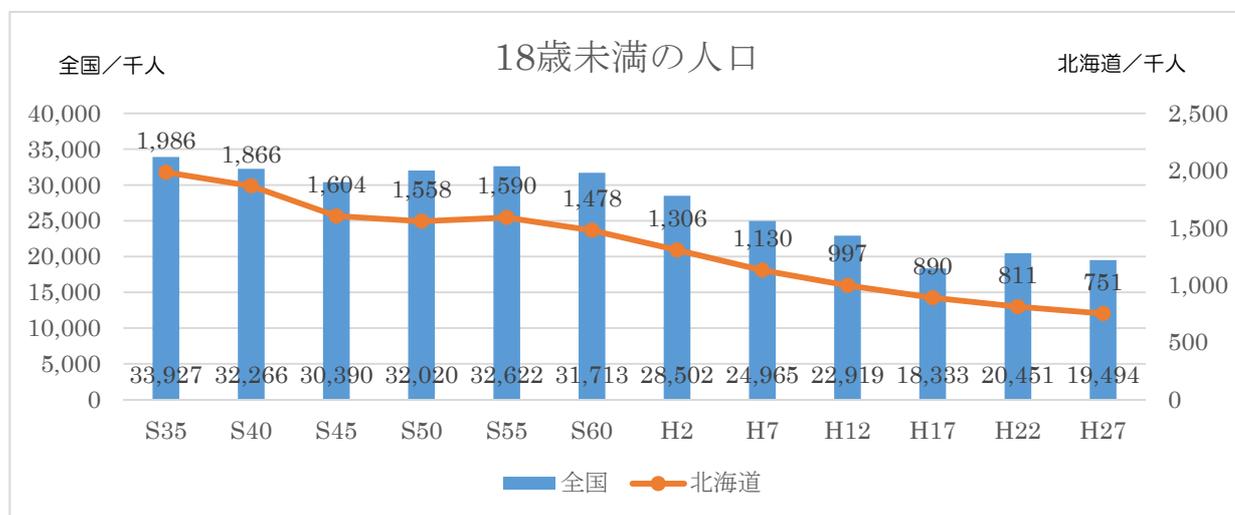
第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題

1 青少年をめぐる社会環境の変化

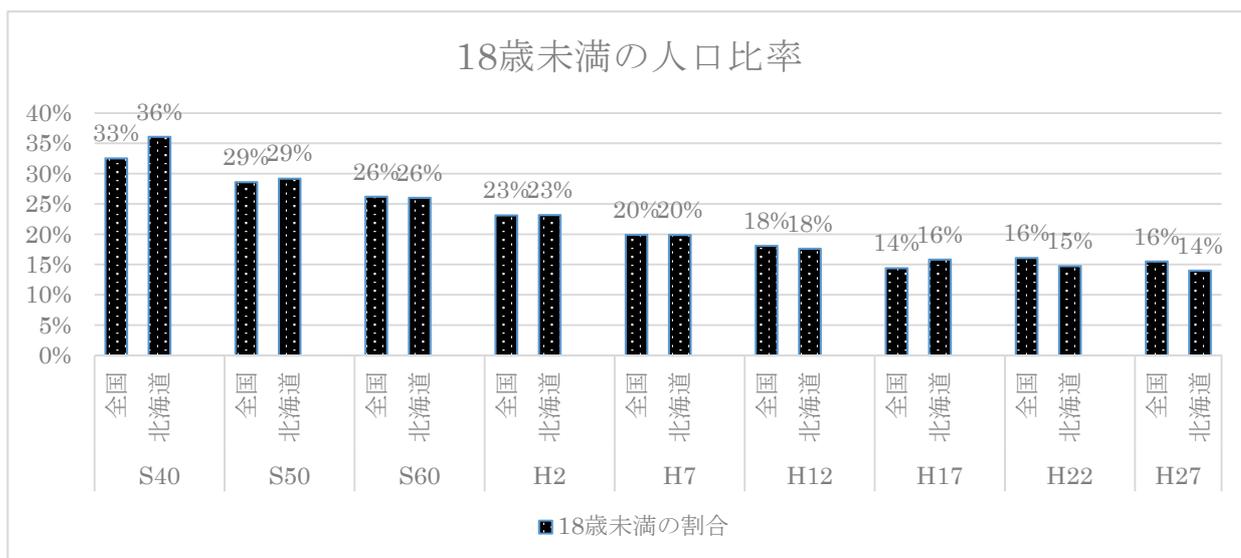
○ 少子化・核家族化

北海道の青少年の人口は、青少年の人口数及び総人口に占める青少年人口比率とも減少が続いているほか、本道は全国と比較して核家族化が進んでおり、出生率も全国より低い状況が続いています。

少子化は、未婚化や晩婚化、晩産化、核家族化などの要因等が相互に関連していると考えられています。



出典：総務省「国勢調査」



出典：総務省「国勢調査」

核家族化（全国・北海道）（単位：％、人）

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
三世代同居世帯割合（北海道）	10.1	8.5	6.7	5.9	4.9	3.9	3.2
三世代同居世帯割合（全国）	15.5	13.5	11.2	10.1	8.6	7.0	5.7
平均世帯人員（北海道）	2.89	2.72	2.55	2.42	2.31	2.21	2.13
平均世帯人員（全国）	3.14	2.98	2.81	2.66	2.55	2.42	2.33

引用：H27,10月 北海道人口ビジョンの概要、平成27年 国勢調査 第10章 世帯数、世帯の家族類型、国勢調査（平成27年）一般世帯の世帯数に対する三世代同居世帯の世帯数の比率より（地域少子化・働き方指標（第3版）より）

○ 高度情報化

スマートフォンやタブレット端末の普及により、私たちの生活の中でソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用やオンラインショップなどを利用した電子商取引が身近なものとなりました。

また、インターネットが日常の暮らしや産業活動には欠かせないものとなり、あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの普及、そこで収集・蓄積される膨大なデータ（ビッグデータ）と急速に開発が進むAI等との連携により、自動運転や介護の補助のほか、農林水産業や工場などでの生産性の向上、防災・防犯など、社会のあらゆる分野において暮らしや社会そのものを大きく変えていくものと考えられています。

情報の豊富さは日常生活の幅を広げ、豊かにする一方で、膨大な情報の中から真に必要な情報の取捨選択をする判断力、自らの意見を持つことや、バーチャルな世界を通じた疑似・間接体験ばかりでなく、ヒト・モノや実社会に実際に触れて、関わり合う「直接体験」も大切です。

○ 雇用情勢・所得格差

北海道の雇用情勢は平成20年のリーマンショックなどによる景気後退により大きく悪化していましたが、平成30年度の有効求人倍率は、職種による開きが大きいものの、統計開始以来、最も高い1.17倍となりました。

また、完全失業率も平成25年以降低下傾向にあり、雇用情勢は改善傾向にあると考えられます。

一方、平成29年の一世帯あたりの所得金額は平均値が551万6千円となっているのに対して、中央値※は423万円となっており、高所得層が平均値を押し上げる結果となっています。

また、所得格差の一因とも考えられる本道の非正規雇用労働者の割合は約4割となっていますが、不安定な雇用形態とともに、給与もほぼ全ての世代で正規雇用者の給与を下回っており、年齢による上昇も少ない状況にあります。

※ 中央値：データを小さい順に並べたときに中央に位置する値のこと。

○ 国際化

情報技術の革新や交通網の発達等に伴い、グローバル化が急速に進展し、「世界の中の北海道」として、海外の成長力を取り込み活力ある地域づくりにつなげるほか、海外との交流拡大・人材育成・多文化共生*の推進など、北海道が世界とより身近になるよう環境づくりを推進していく必要があります。

本道の将来を担う子どもたちに国際的な視野を広げる取組が必要です。

※ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

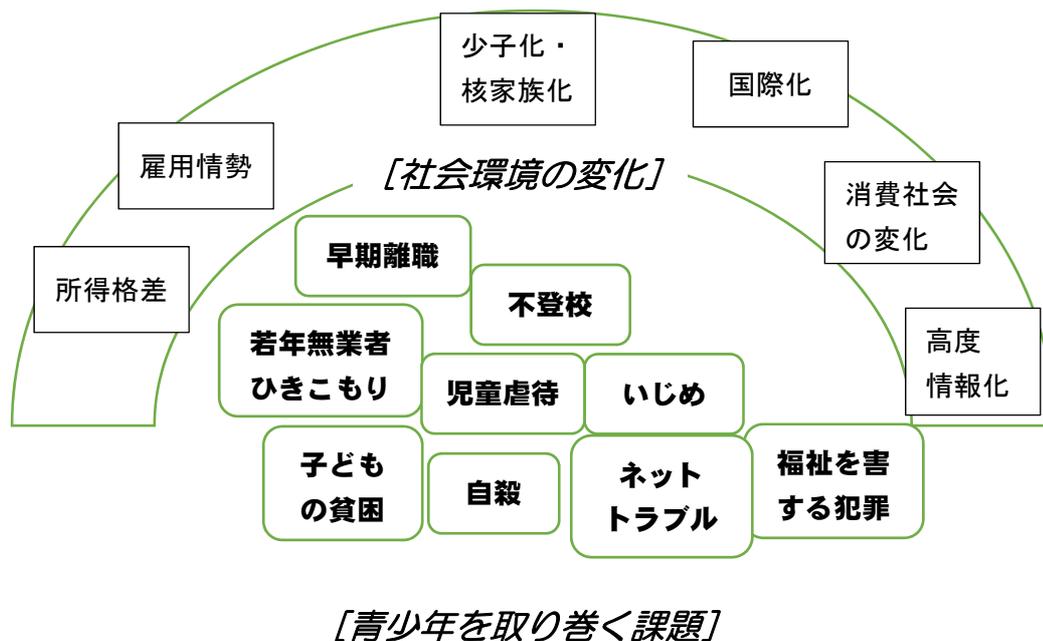
○ 消費社会の変化

インターネットの普及により、インターネットを利用した取引が増加し、私達の生活がより便利なものとなりました。

インターネットを利用した取引の増加により、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済の利用が今後ますます拡大していくと考えられるため、電子マネーの利用に関する留意点など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が大切です。

また、民法の改正により、令和4年（2022年）度には成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられ、親権者の同意がなくても自ら契約ができるようになることから、適切な意思決定に基づき行動するなどの消費者教育が必要です。

「社会環境の変化」と「青少年を取り巻く課題」

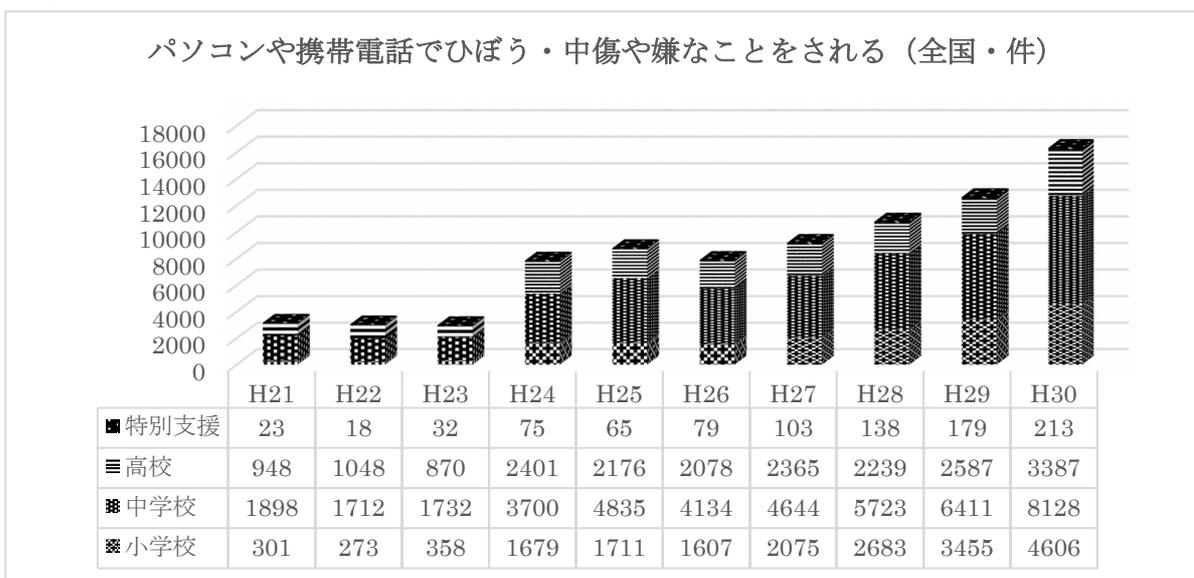


2 青少年を取り巻く課題

○ いじめ

少子化・核家族化が進み、競争意識や思いやりの欠如などさまざまな問題が原因となり、いじめが発生しており、いじめの状況によっては家庭や関係機関との連携が必要です。

道内のいじめの認知件数は小学校・中学校・高校ともに増加傾向にあり、特に近年小学校における伸びが高くなっています。また、認知したいじめの態様では、全国的に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合が増加しており、学校の学活や授業などで、いじめは絶対に許されないことであるという指導や人権に関する学習を行うほか、情報モラル教育の充実が必要です。

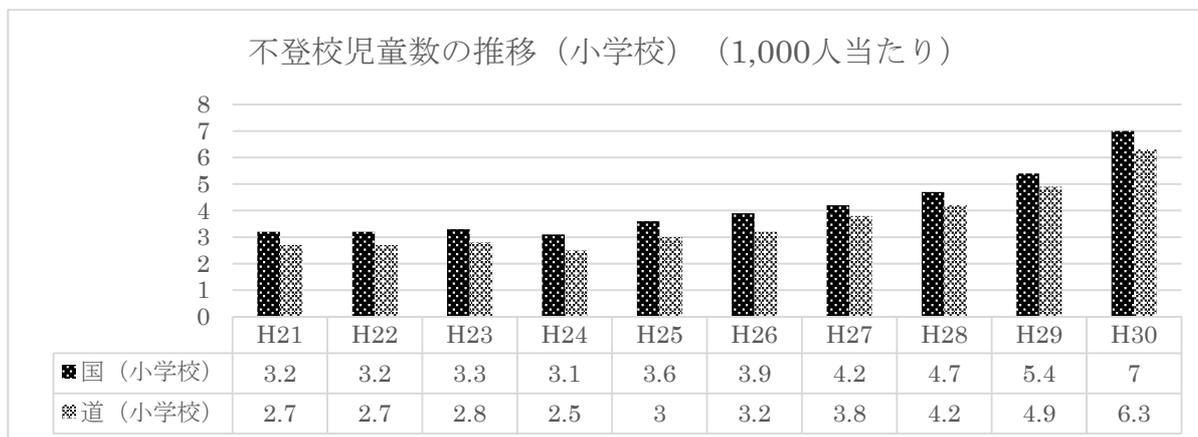


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

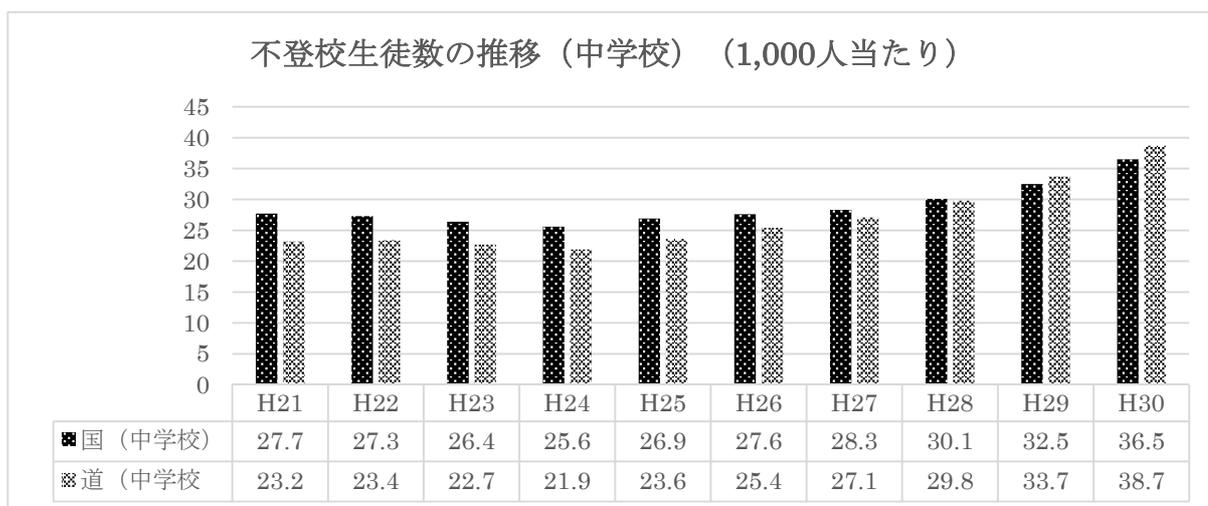
○ 不登校

不登校は、いじめや友人関係をめぐる問題、学業の不振などが要因となる場合があります。在籍児童生徒数に占める割合は全国平均を下回るものの、ここ数年、小中学校においては増加傾向にあり、さらに学校内外の機関での相談・指導等を受けていない児童生徒が一定程度在籍しているといった課題もあります。

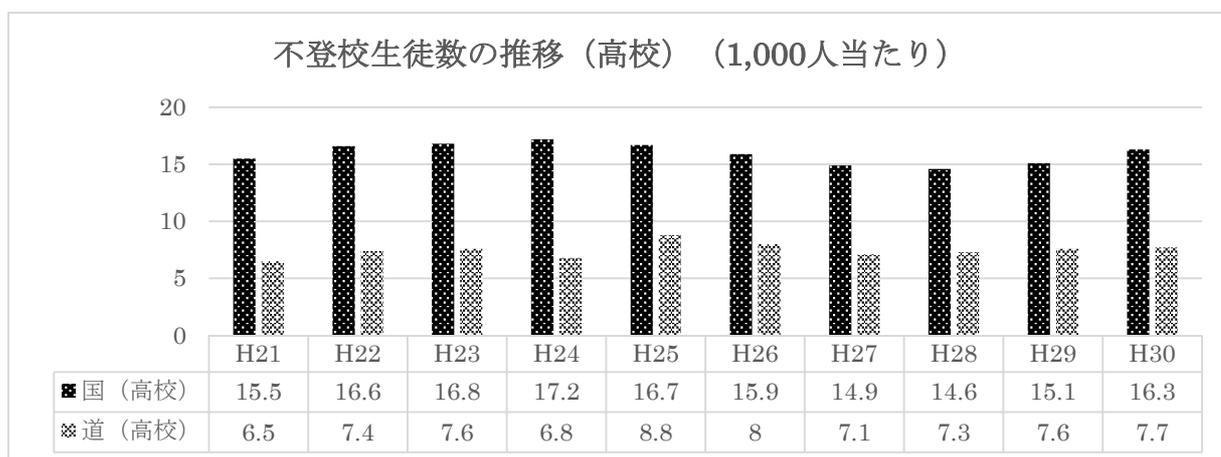
また、長く続く不登校が、ひきこもりへと移行してしまう場合もあることから、早期の対応が不可欠です。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

○ 自殺

自殺対策白書によると19歳以下の子どもの自殺者は減少傾向にありましたが、平成30年は増加し、全国で599人となりました。

自殺は長期休業明けに増加傾向にあることから、学校での教育相談等を実施して、悩みを抱える子どもの早期発見や保護者による見守りなどを行うほか、子ども自身がSNS上で自殺をほのめかす書き込み等を行う場合もあるため、ネットパトロールの実施も重要です。

また、悩みを抱える子ども自身が信頼できる大人に相談できる環境づくりも必要です。

○ 子どもの貧困

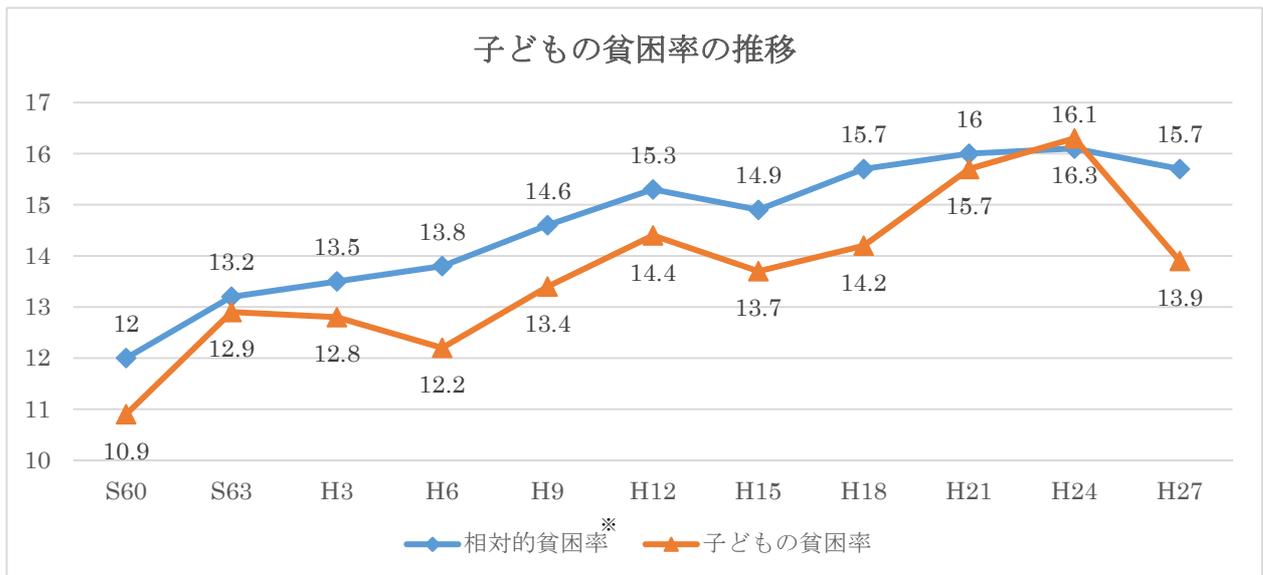
日本における子どもの貧困率^{*}は、国民生活基礎調査によると、平成27年には13.9%となっており、子どもの7人に1人が平均的な所得の半分以上で暮らしています。

また、平成28年度の本道における児童生徒の就学援助率は21.0%であり、全国の15.0%に比べ高率となっています。

生活保護世帯は、平成28年度をピークとして減少傾向にあります。ひとり親家庭の母子世帯、父子世帯ともに低所得者層が多く、母子家庭において、正規雇用の割合が4割弱にとどまっている状況などから、子供の貧困の一層の拡大が懸念されます。

このため、子どもの貧困対策として、経済的支援とともに生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援などを充実して、収入の増加と安定を図るほか、奨学金等の教育支援などを総合的に進めていく必要があります。

道内の生活保護世帯などの子どもの大学進学率は全道平均と比較すると低い状況にあり、そうした子ども達の社会的自立に向け、子どもがその生まれ育った環境により将来を左右されることなく、また、世代を越えた貧困の連鎖がおこらないよう、必要な環境整備と教育の機会均等が求められています。



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※子どもの貧困率：子ども（17歳以下）全体に占める、等価可処分所得（世帯の収入から税金や社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で除いた額）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合

※相対的貧困率：等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線に満たない世帯員の割合

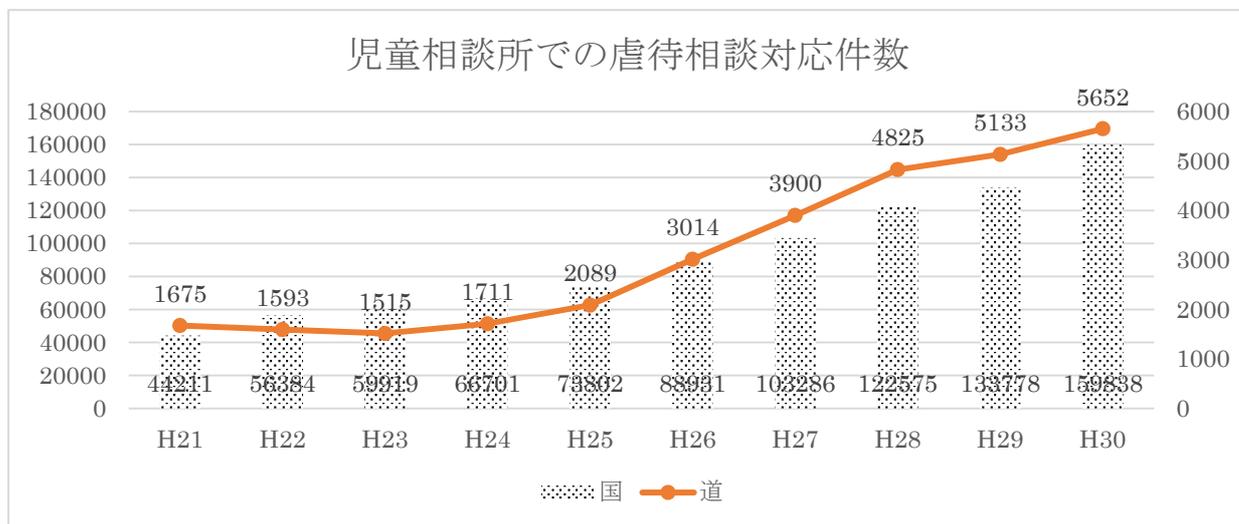
○ 児童虐待

少子化の影響で幼い子どもとふれあう機会が少なく、また核家族化により子育て経験者からのアドバイスを受けにくいなかで、経済不安、家庭内暴力、地域社会からの孤立など、様々な養育環境が複雑に絡み合い、育児に対する不安やストレスが蓄積することで、児童虐待の発生につながる可能性があります。

道内の児童虐待相談対応件数は、増加の一途を辿っており、虐待の種別では心理的虐待が半数以上を占めています。これは平成16年度に児童虐待防止法が改正され、児童の面前における配偶者への

DV が心理的虐待にあたりと定義され、DV に起因する警察からの通告が増加したことによるものです。

児童虐待は人権侵害であることから、相談体制の充実や関係機関との連携強化など、子どもたちが安心安全に生活できるよう、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが必要です。



出典：厚生労働省「児童相談所での児童虐待対応件数」等

○ 福祉を害する犯罪

児童ポルノや年少者雇用のように、青少年の心身に有害な影響を与え、その福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害者の発見・保護を進めています。毎年多くの青少年が被害に遭っています。

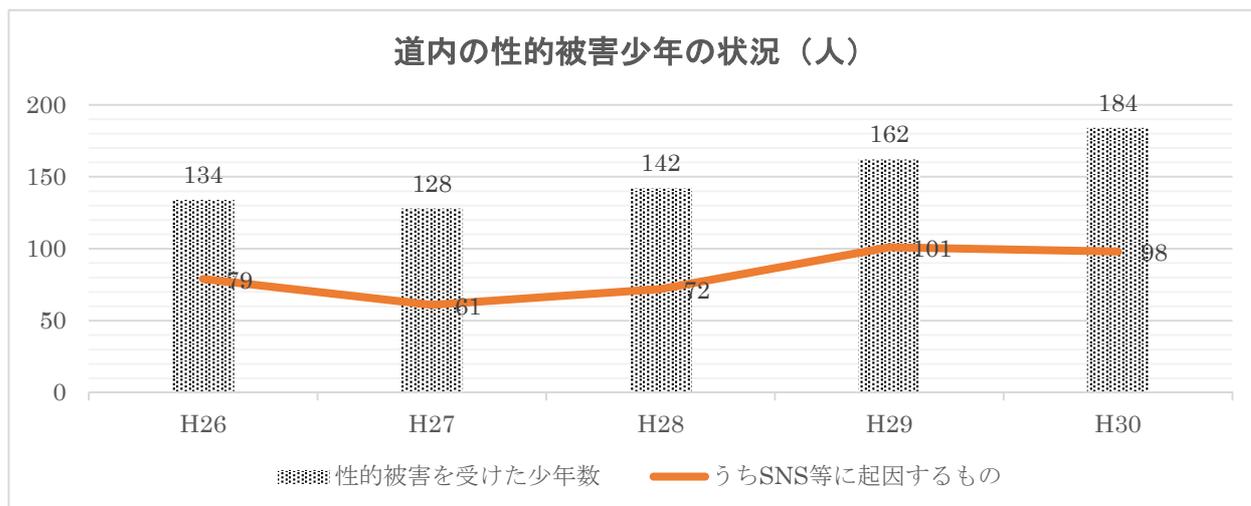
【福祉犯被害の状況（人）】

		H26	H27	H28	H29	H30
北海道	福祉犯検挙人員	337	333	297	314	288
	福祉犯被害少年数	277	201	179	214	211
全国	福祉犯検挙人員	7,137	6,919	6,412	6,579	6,772
	福祉犯被害少年数	6,341	6,235	6,105	5,974	5,471

出典：警察庁「警察白書」・北海道警察「少年非行の現況」

また、近年は、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、道内の多くの青少年がSNS等の利用に起因して、児童買春や淫行などの性的な被害に遭っています。

青少年がこうした被害に遭わないようにするためには、取締りはもとより、福祉犯被害の実態やインターネットに潜む危険性について青少年やその保護者に注意を喚起して警戒心を高めるとともに、フィルタリングの普及促進により、有害サイト等から青少年を守ることが必要です。



出典：北海道警察「少年非行の現況」

○ インターネットトラブル

インターネットは私達にとって情報を検索するだけのツールではなく、普段の生活の利便性を向上させるほか、趣味・娯楽などに関する魅力ある情報をもたらしてくれます。

内閣府が平成 30 年度に全国のインターネット利用状況等について調査を行ったところ、小学生は 85.6%、中学生は 95.1%、高校生では 99%と高い割合で利用しており、利用する機器としては、スマートフォン・携帯ゲーム機・タブレットが多いことが分かりました。

また、インターネットを利用すると回答した青少年の利用内訳の上位は、動画視聴、コミュニケーション、ゲームとなっていました。

【インターネットの主な利用内容の内訳】

（単位：％）

	コミュニケーション	音楽視聴	動画視聴	ゲーム
小学生	36.0	32.5	66.1	81.5
中学生	68.2	62.8	80.9	74.1
高校生	89.7	80.6	87.4	74.6

※複数回答のため、合計は 100%になりません。

出典：内閣府「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

また、同調査において、インターネットを利用すると回答した青少年のうち、「平均利用時間」及び「利用時間が 2 時間以上の割合」は前年に比べ増加しています。

【インターネット利用に係る平均利用時間】

	平成 30 年度			
	平均利用時間	前年比（分）	2 時間以上の割合	前年比（ポイント）
小学生	118.2 分	+20.9 分	39.4%	+6 ポイント
中学生	163.9 分	+15.2 分	61.0%	+4.3 ポイント
高校生	217.2 分	+3.4 分	82.6%	+8.4 ポイント

出典：内閣府「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

インターネットの長時間利用による慢性的な睡眠不足などが日常生活に影響を及ぼしたりすることは避けなければなりません。

また、インターネット利用に関連し、インターネットサイトからの架空請求やオンラインゲームの課金など様々な契約トラブルがあることから、消費者トラブルに関する啓発や消費者教育が必要です。

○ 新規学卒者等の早期離職

北海道労働局の調査では、本道の新規学卒者の就職内定率は上昇傾向にあり、特に平成31年3月の大学卒業者の就職内定率は95.2%と、統計を開始した平成6年3月卒以来最高値となり、また、平成31年3月の高校卒業者の就職内定率は98.4%（平成30年3月卒と同率）と、平成3年及び平成4年3月卒の98.6%に次ぐ高水準となっています。

離職率について、新規学卒者の就職後3年以内の離職率は、平成28年3月期でみると、高校卒は45.5%、大学卒では35.9%であり、景気回復等の影響もあり低下傾向にありますが、全国平均よりも高くなっています。

【新規高校／大学卒業者の就職後3年以内の離職率】

（単位：％、ポイント）

	高校卒					大学卒				
	H24.3卒	H25.3卒	H26.3卒	H27.3卒	H28.3卒	H24.3卒	H25.3卒	H26.3卒	H27.3卒	H28.3卒
北海道	48.2	48.7	46.9	44.8	45.5	37.2	37.6	37.1	36.0	35.9
全国	40.0	40.9	40.8	39.3	39.2	32.3	31.9	32.2	31.8	32.0
全国との差	8.2	7.8	6.1	5.5	6.3	4.9	5.7	4.9	4.2	3.9

出典：北海道労働局「新規高校卒業者の過去3カ年度の在籍期間別離職状況」等

将来のキャリアデザイン※がない若者の不本意な早期離職は、転職できずにニート・フリーター化し低所得化するリスクや、転職しても労働条件が悪くなるなどして離職を繰り返すリスクが高まります。また、雇用する側にとっても、人手不足を助長し、採用コストの増加や技術・ノウハウの継承に影響するなどの問題があります。

このため、若年層の就業支援や望ましい勤労観・職業観の育成、新規学卒者の就職活動の支援など、若年者の離職防止や職場定着に向けて、学校や企業、行政など地域が一体となった取組が必要です。

※キャリアデザイン：自分自身の職業人生、キャリアについて、自ら主体的に構想、設計すること。

○ 若年無業者・ひきこもり

総務省の労働力調査では、平成30年の若年無業者※¹は15～19歳が7万人、20～24歳が14万人、25～29歳が15万人、30～34歳が17万人、35～39歳が18万人の計71万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.1%でした。

総務省の平成29年度の調査では、就職を希望する若年無業者が求職活動をしていない理由には「病気・ケガのため」、「学校以外で進学や資格取得の勉強をしている」とあるほか、「知識・能力の自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」というものもあり

ます。

このため、若年無業者等を対象とした職業的自立の支援や、正規雇用を希望するフリーターの正社員化等を推進する必要があります。

また、内閣府が平成 27 年に行った調査では広義のひきこもり^{*2}の若者は全国で約 54 万人いると推計されており、ひきこもりとなったきっかけが「(小中高の)不登校」、「職場になじめなかった」、「就職活動の失敗」、「人間関係がうまくいかなかった」、「病気」、「(高校・大学の)受験に失敗した」、「大学になじめなかった」という統計データもあります。

このため、当事者や家族のサポートを行える人材の養成や関係機関とのネットワークの構築をすすめる必要があります。

また、こうしたひきこもりの若者にとって社会参加の第一歩となる自然体験や社会体験など多様な体験機会の場も必要です。

※1 若年無業者：15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

※2 ひきこもり：狭義のひきこもりの定義は「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」の状況が 6 ヶ月以上続いている場合をさし、広義のひきこもりの定義は、狭義のひきこもりに「趣味の用事の時だけ外出する」も含めてその状況が 6 ヶ月以上続いている場合をさす。

第3章 青少年健全育成の基本的考え方

1 基本理念（条例第2条）

次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指し、北海道青少年健全育成条例に定める基本理念を、本計画においても基本理念として位置づけます。

- (1) 青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行わなければなりません。
- (2) 青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければなりません。

2 施策の基本方針（条例第8条）

1の基本理念にのっとり、青少年の健全育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道青少年健全育成条例に次の4点を基本方針として定めています。

- (1) 家庭や学校、事業者、地域社会の連携により、それぞれの教育機能を十分に発揮し、**青少年の豊かな人間性をはぐくむことのできる環境づくりを促進**
- (2) 青少年に社会とのかかわりを自覚させながら、その**自立を促す環境づくりを促進**
- (3) 青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある**社会環境の浄化を促進**
- (4) **青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動を促進**

3 施策の体系

○ 計画のテーマ

「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」

未来の担い手である青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境を目指します。

「自立」には、経済的自立のほか、社会的自立、精神的自立など、多様な自立があります。

青少年が個々人の良さを大切にし、自他を認める寛容さや難しい環境も乗り越えるたくましさをも身につけ、未来の北海道の担い手として、社会の一員となってもらいたいという願いを込めるとともに、家庭、地域、学校も連携してサポートしていく社会を目指して、テーマを設定しました。

○ 施策体系

本計画で取り組む施策についての目標と取組については、基本理念にのっとり、発達段階に応じて設定します。

施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	発達段階に応じた取組			
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期・ ポスト青年期
Ⅰ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり	○ 子育て支援の充実	●			
		○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成		●	●	
	◎ 豊かな心と健やかな体の育成	○ 家族のふれあい時間の増進	●	●	●	
		○ 基本的な生活習慣の習得	●	●	●	
		○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成		●	●	
		○ 生きる力を育む活動の充実		●	●	
	◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり	○ 障がい等のある子どもへの支援	●	●	●	
		○ 児童虐待の予防と早期発見	●	●	●	
		○ いじめ対策の推進		●	●	
		○ 不登校、ひきこもり等の対策の推進		●	●	
○ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援		●	●	●		
Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり	◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	○ 多様な体験機会の提供		●	●	
		○ 国際交流活動の推進		●	●	
		○ キャリア教育の推進		●	●	
		○ 若者の就業支援の推進				●
	◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり	○ 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進				●
	○ 障がいのある若者への支援の充実				●	
Ⅲ 社会環境の浄化の促進	◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり	○ 社会環境の整備		●	●	
		○ 非行防止対策の推進		●	●	
		○ 犯罪からの立ち直り支援の充実			●	●
Ⅳ 青少年の福祉を阻害する行為の防止	◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり	○ 福祉を害する犯罪への対策		●	●	
		○ 情報化社会への対策		●	●	
		○ 安全安心の確保のための取組の推進		●	●	

発達段階（年齢期）：乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）、思春期（13～17歳）、青年期・ポスト青年期（18～39歳）

なお、この計画において発達段階は個人差があるため、年齢期は目安として用いています。

4 主要な指標についての数値目標

北海道が取り組む青少年健全育成施策の方向性を明確にするとともに、施策の検証についても容易にするため、この計画に記載した施策に関する主な指標について、計画最終年における数値目標を設定します。

また、青少年健全育成施策を推進する上で、参考となる指標も設定し、施策の推進状況を定期的に把握・検証します。

◆ 主要指標

I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり

○ 子育て支援の充実							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
1	ファミリー・サポート・センター数	65	H30	71	R6		
■ファミリー・サポート・センターの設置市町村数							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
2	合計特殊出生率	1.27	H30	全国平均	R6		
■15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
3	地域子育て支援拠点	405	H30	424	R6		
■地域子育て支援拠点の設置か所数							
○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
4	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校	100%	H30	小学校	100%	R6
		中学校	100%		中学校	100%	
■通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小・中学校の割合 (※なお指標設定時の実績値(H28)は小学校95.8%、中学校95.0%)							

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

○ 家族のふれあい時間の推進							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
5	育児休業取得率(男性)	3.5%	H30	12%	R6		
■配偶者が出産した者のうち育児休業取得者の割合							
6	年次有給休暇取得率	49.1%	H30	70%	R6		
■1人当たりの年間平均取得日数を企業の年間平均付与日数で除した値							

7	子育てを支援する企業割合	大企業	97.3%	H30	大企業	100%	R6
		中企業	3.4%		中企業	25%	
■子育て支援に係る「一般事業主行動計画」を策定・届出している企業の割合							
8	「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,424社	H30	3,000社	R4		
■北海道教育委員会と「北海道家庭教育サポート企業等制度」に登録している企業数							
9	道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児（親子を含む）対象事業の割合	36.1%	H30	20.0%以上	R4		
■道立青少年体験活動支援施設ネイバル6施設が実施する主催事業における未就学児（親子含む）を対象とした事業の割合（※なお指標設定時の実績値（H28）は小学校17.4%）							
○ 基本的な生活習慣の習得							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年（度）	数値	年（度）		
10	「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合	小学校	81.8%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	77.9%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において「朝食を毎日食べているか」の設問に対し「食べている」と回答した児童・生徒の割合							
11	体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合	小学男子	92.9%	H30	小学男子	100%	R4
		小学女子	87.8%		小学女子	100%	
		中学男子	90.5%		中学男子	100%	
		中学女子	77.1%		中学女子	100%	
■「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、「学校の体育の授業以外で運動やスポーツを合計で1日おおよそどのくらいの時間していますか」との設問に対し、「1週間の総運動時間が1時間以上と回答した児童・生徒の割合							
○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年（度）	数値	年（度）		
12	放課後等における子どもの活動拠点の整備状況	97.8%	H30	100%	R6		
■新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合							
13	異なる年代（学年）や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	小学校	95.5%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	94.1%		中学校	100%	
■全学年において、世代間交流や異学年、他の校種と交流する活動を行っている学校の割合							
14	規範意識や基本的な倫理観等の状況	小学校	88.4%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	94.6%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合							
15	道立青少年体験活動支援施設の利用者数	222,725人	H30	233,039人以上	R4		
■道立青少年体験活動支援施設ネイバル6施設の利用者数							

○ 生きる力を育む活動の充実							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
16	普段1日10分以上読書する小6、中3の割合	小学校	62.8%	H30	小学校	70%	R4
		中学校	55.3%		中学校	70%	
■全国学力・学習状況調査において「家や図書館で、普段(月～金曜日)1日どれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して「10分以上」と回答した児童生徒の割合							
17	学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	小学校	95.9%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	95.6%		中学校	100%	
■人権教育の全体計画を作成した学校の割合							

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり

○ 児童虐待の予防と早期発見							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
18	1歳6ヶ月児健康診査受診率		97.6%	H30	100%	R6	
19	3歳児健康診査受診率		97.1%	H30	100%	R6	
■市町村が実施する健康診査の受診割合							
○ いじめ対策の推進							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
20	文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	小学校	97.3%	H29	小学校	認知したすべてのいじめが解消されることを目指す	R4
		中学校	93.4%		中学校		
		高校	98.1%		高校		
■文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合							
21	いじめに対する意識	小学校	88.0%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	80.8%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合							
22	定期的にネットパトロールを行っている学校の割合	小学校	100%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	100%		中学校	100%	
		高校	100%		高校	100%	
■定期的にネットパトロールを行っている学校の割合 (※なお指標設定時の実績値(H28)は小学校95.8%、中学校95.0%、高校100%)							

○ 不登校、ひきこもり等の対策の推進							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
23	文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合	小学校	83.9%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	90.8%		中学校	100%	
		高校	65.5%		高校	100%	
■文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校及び学校外の機関」において相談・指導を受けた児童・生徒の割合							
○ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
24	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	134市町村		R2	全市町村		R6
■新入学児童生徒学用品費等を入学前に支給する市町村数							

II 青少年の自立を促す環境づくり

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成

○ 多様な体験機会の提供							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
25	体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合	小学校	66.2%	H29	小学校	100%	R4
		中学校	49.7%		中学校	100%	
■地域の人材や施設等を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を指導計画に位置づけて、全ての学年で実施した学校の割合							
26	青少年向け木育教室等の実施割合	18%		H29	29%		R8
■青少年の森林や木材に関する関心を高めるため、青少年向け木育教室等を実施した学校の割合							
○ 国際交流活動の推進							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
27	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	64.7%		H30	100%		R4
■職業学科を設置する道立高等学校において企業等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、グローバル人材の育成に取り組む学校の割合							
○ キャリア教育の推進							
番号	指標	現状値			目標値		
		数値		年(度)	数値		年(度)
28	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	70.0%		H30	100%		R4
■道立高等学校において在学中にインターンシップなどの体験的な学習活動を経験した生徒の割合							

29	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小6、中3の割合	小学校	84.0%	H30	小学校	100%	R4
		中学校	71.3%		中学校	100%	
■全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」について「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合							
30	卒業時に進路希望を設定できない生徒数		23人	H30		0	R4
■道立高等学校において卒業時に進学や就職などの進路希望を設定できない生徒数							
31	新規大学等卒業者道内就職率		68.6%	H30		70.0%	R6
■道内大学等を卒業した卒業年度3月末における道内就職の割合							

IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり

○ 情報化社会への対策							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
32	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報モラルなどを指導する能力」について、「わりができる」「ややできる」と回答した教員の割合	84.8%	H29	100%	R6		
■学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報モラルなどを指導する能力」について、「わりができる」又は「ややできる」と回答した教員の割合							
○ 安全安心の確保のための取組の推進							
番号	指標	現状値		目標値			
		数値	年(度)	数値	年(度)		
4 (再掲)	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校	100%	H30	小学校	100%	R6
		中学校	100%		中学校	100%	
■通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小・中学校の割合							

上記主要指標については令和6年度までを計画期間としますが、他の関連計画においては異なる計画期間としているため、目標年度に差異があるものです。

◆ 参考指標

I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり

○ 子育て支援の充実							
番号	指標	現状値		指標の説明			
		数値	年(度)				
参1	青少年人口比率	14.0%	H27	国勢調査における総人口に占める18歳未満人口の割合			

II 青少年の自立を促す環境づくり

◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり

○ 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参2	新規高大卒者就職離職率	高卒3年後 44.8%	H27	高校、大学の卒業から3年間に道内の事業所を離職した者の割合
		大卒3年後 36.0%		
参3	ジョブカフェ利用者数	37,290人	H30	北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道)の年間利用者数

III 社会環境の浄化の促進

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり

○ 社会環境の整備				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参4	北海道青少年健全育成条例に基づく立入検査実施件数	2,462件	H30	北海道青少年健全育成条例に基づく興業場やカラオケボックス、図書類を販売する営業所等への立入調査の実施件数
参5	有害図書類及び有害興業指定件数	74件	H30	北海道青少年健全育成条例に基づく、有害図書類及び有害興業の指定件数
○ 非行防止対策の推進				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参6	非行少年数	1,453人	h30	道内における、非行少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)の数
参7	触法少年数	513人	h30	道内における、触法少年の数
参8	非行防止、薬物乱用防止教室開催数	2,981回	h30	道内の学校等における非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催回数

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年をいう。

(上記用語の解説の出典元は、北海道警察「平成30年の少年非行」)

IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり

○ 福祉を害する犯罪への対策				
番号	指標	現状値		指標の説明
		数値	年(度)	
参9	関係相談機関等の相談件数	子ども相談 支援センター 2,595 件	H30	子ども相談支援センターにおいて教育 相談を受理した件数
		児童相談所 372 件	H30	道内の児童相談所（札幌市を含む）にお いてぐ犯等に関する相談を受理した件 数
		道警 2,331 件	h30	北海道警察において、非行等に関する相 談を受理した件数

第4章 発達段階に応じた主な取組

1 乳幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、母親や父親などの身近な大人から信頼感や安心感を得られる中で、複数の人との関わりを深めて情緒を発達させるとともに、遊びなどによる体験活動を中心に、道徳性や社会性の原点を持つことになる時期です。

また、身体の発達と共に、食事や睡眠などの生活リズムが形成される時期でもあります。

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり【乳幼児期】

少子化や核家族化による家庭や地域における子育て機能の低下により、子育てに不安や負担感をもつ保護者が増えていることから、ニーズに応じた情報提供や相談体制を充実させるなど、安心して子育てできる環境の整備に努めます。

また、本道においては全国に比べ、生活保護世帯や収入の低いひとり親家庭の子どもの割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にあることから、親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

○ 子育て支援の充実

- 地域全体で子育て世帯を応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を集め、情報提供します。
- 子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う「地域子育て支援拠点」の計画的な整備を進めます。
- 子どもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、子ども相談支援センターにおける電話相談や臨床心理士、公認心理師等による面接相談など、専門的立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
- 乳幼児健診や就学時健診など、多くの親が集まる機会を活用した子育て講座やブックスタートの普及を促進します。
- 妊娠・出産を迎える人や望まない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で総合的な相談に対応できる体制の充実を図ります。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成【乳幼児期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、乳幼児期からの家庭内における教育が重要であることから、情報提供の充実等支援サポート体制の充実に努めるとともに、家庭教育に関する親の認識を高めることにより家庭における教育力の向上に努めます。

○ 家族のふれあい時間の増進

- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を促進し、家族のふれあい時間を確保するため、父親の育児への積極的な参加促進、家族が団らんする機会を持ち、その絆を確かなものにする「道民家庭の日」の推進、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を含めた働き方改革の推進を図るため、関係法令の制度の普及啓発とともに、働き方改革に取り組む企業の認定を行うなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

○ 基本的な生活習慣の習得

- 乳幼児期は、食事や睡眠などの生活リズムが形成される時期であることから、望ましい食習慣や食を通じた豊かな人間性や家族関係の形成を図るため、地域ぐるみで食育の推進に努めると共に、子どもの発育・発達状態や健康状態に応じた食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【乳幼児期】

障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中で、障がいのある人の自立や社会参加への意識が高まっていることから、障がいのある子どもを育てる保護者の抱える不安等に対し、家族への支援の充実に努めます。

また、近年児童虐待相談対応件数が増加しており、約 4 割が乳幼児期に発生していることから、育児不安や養育困難感を持つ家庭、虐待リスクの高い家庭などを早期に把握し支援する体制を整備することが必要です。

○ 障がい等のある子どもへの支援

- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な母子保健サービスや子育て支援サービスと子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。
- 障がい等を可能な限り早期に発見し、早期支援につなげるため、子育てをする親を支援する視点から乳幼児健康診査の充実に努めるなど、市町村における母子保健活動を支援します。
- 障がい等のある子どもとその家族が、身近な地域で必要な療育などの支援を受けられるよう、地域の支援者へ道立の施設や発達障害者支援（地域）センターが、専門的支援技術を助言し、支援技術の向上に努めるとともに、地域で対応が困難な方の専門的な支援について、地域の支援者とともに対応する体制を整備します。
- 乳幼児の教育に携わる教職員等を対象とした特別支援教育に関する研修会の開催や研修資料の提供により指導力の向上を図ります。

- 児童虐待の予防と早期発見
 - 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他の専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
 - 妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。
 - 保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子保健・福祉部門等と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。
 - 市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。
 - 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。
 - 関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を市町村において把握し、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ります。
 - 児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。
- ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
 - ホームページ等の広報媒体の活用やリーフレットの配付等により、ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の普及啓発を図るとともに、安定した就業に向け、ハローワークなどとの連携のもと、各種支援制度を活用し、資格取得などを支援します。
 - ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、日常生活を営むことに支障が生じている世帯への家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援など、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を支援します。

2 学童期（6～12歳）

学童期のうち、小学校低学年の時期の子どもは、保護者などの身近な大人との関わりから集団や社会のルールを知る中で、善悪についての基本的な理解と判断ができるようになります。また、言語能力や認識力も発達し、自然等への関心が高まる時期でもあります。

また、小学校高学年の時期には、身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期ですが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期でもあります。

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり【学童期】

高齢者や子育て経験者等のボランティアによる子育て家庭に対する声かけや見守りなど、身近な地域レベルでの子育てを支える仕組み作りの推進に努めます。

家庭、学校、地域社会、行政、事業者等が、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組み、異年齢・異世代交流、各種体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成

- 地域における子育てを応援する機運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわすき・せわやき隊」などによる子育てしやすい環境づくりを促進するとともに、地域の高齢者には、その経験や知恵を生かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。

- 「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学路安全マップの作成・活用など、関係機関との連携の下、子どもたちを見守る体制づくりを促進します。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成【学童期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、家庭内における教育が重要です。

不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されています。「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると一日の学習時間が短く、テレビを見る時間が長いなどの課題がみられており、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、道徳教育や読書活動、体験的な活動などを通じ、規範意識や基本的な倫理観、自己肯定感、思いやりの心や豊かな感性を育むための教育を推進します。

○ 家族のふれあい時間の増進

- 核家族化・共働き世帯の増加などにより、食卓を家族全員で囲むなど団らんの機会が減少していることから、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的機運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着

に向けた啓発を行い、家族でのふれあい時間を増やせるよう、職場環境の整備を働きかけます。

○ 基本的な生活習慣の習得

- 学校、家庭、地域が連携・協働し、保護者が子どもの成長・発達にとって望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりする機会の提供など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。
- 心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、親子で運動に親しむ機会の充実に図るほか、日常的に運動や外遊びに親しむことができるよう、地域での運動や外遊びの促進を図ります。
- 「早寝早起き朝ごはん運動」の推進のほか、「生活リズムチェックシート」の活用など望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。
- 豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康な食生活を実現するため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食を活用し、学校、家庭、地域が連携・協働した食育の取組を推進します。
- ゲーム等への過度な依存は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある青少年の心や体に悪影響を及ぼすことから、学校教育における指導の充実に努めます。

○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成

- 子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。
- 道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を育むとともに、地域の文化に触れる機会などを活用し、ふるさとへの誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。
- 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。

○ 生きる力を育む活動の充実

- 子どもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、優良図書の推奨のほか、各地域における読み聞かせなどの普及、親子で読書に取り組む「家読(うちどく)」の推進などを通じて家庭での読書活動の充実に取り組みます。
- 各学校において、体験活動のねらいを明確にし、特別活動や総合的な学習の時間など、教育課程に適切に位置付けるとともに、各教科等の関連を図りながら、学校の教育活動全体を

通した取組を促進するほか、道立青少年体験活動支援施設ネイパルを核として、学校や地域、市町村、公立の青少年教育施設等と連携し、地域が有する教育資源を活かした多様な体験活動に取り組みます。

- 学校等での性に関する指導を行うほか、SNS の利用等による性的被害の防止について啓発活動の推進に努めます。
- 児童が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が連携した取組を通じて、学校の安全確保対策に取り組みます。
- 児童が、自らを大切な存在であることを認識し、悩みを抱えたときに SOS を発信することができるよう、相談しやすい体制づくりの充実を図るとともに、自殺予防教育の普及に努めます。

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【学童期】

全ての児童が心身共に健やかに成長して安心して学校生活を過ごすことができるよう、障がいに関する各種支援サービス、いじめ・不登校等の未然防止及び教育相談体制の充実を努めるなど、児童を守る取組を推進します。

また、貧困状態にある子どもたちが学習に集中するためには、経済面だけでなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活支援」に取り組みます。

○ 障がい等のある子どもへの支援

- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な子育て支援サービス、子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。
- 特別支援教育センターの巡回教育相談や、特別支援学校教員の派遣等を通じ、小学校等における特別支援教育の充実に向けた取組を推進します。
- 障がいのある児童が、できる限り身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられる体制を整備します。

○ 児童虐待の予防と早期発見

- 子どもたちが健やかに成長していけるよう、児童相談所等の機能強化、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携強化を図るなど、児童虐待の防止等に向けた体制の充実に取り組みます。
- 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他

からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

- 市町村における養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。
 - 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。
 - 配偶者やパートナー間の暴力は、児童虐待とも関連が深いことから、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めるとともに、被害者の相談や支援の体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。
 - 関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を市町村において把握し、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ります。
 - 児童虐待を発見した際の通告義務について道民に周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。
- いじめ対策の推進
- いじめの問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察や学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図るとともに、いじめ等の早期発見・早期対応に向け、児童や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 児童のネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進します。
- 不登校、ひきこもり等の対策の推進
- 不登校等の未然防止・早期対応に向け、児童や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、学校内外で専門的な相談や指導が受けられる窓口の周知徹底等により、教育支援センターや学校、家庭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、福祉関係機関など多様な教育機会を提供している官民の団体等が連携した地域ぐるみの支援体制の整備・充実を図ります。
 - ひきこもりなど社会との関わりが難しくなった子どもに対し、共感し相談し合える「メンタルフレンド」を派遣するなど、子どもの意欲や社会との関わりへの回復を促し、社会的自立へとつなげていきます。

- ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
 - 生活保護世帯やひとり親家庭などの子どもたちが孤立化することなく、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めます。
 - ホームページ等の広報媒体の活用やリーフレットの配布等により、ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の普及啓発を図るとともに、安定した就業に向け、ハローワークなどとの連携のもと、各種支援制度を活用し、資格取得などを支援します。
 - ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、日常生活を営むことに支障が生じている世帯への家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援など、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を支援します。

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【学童期】

子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携の下、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。

- 多様な体験機会の提供
 - 北海道の豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験の機会の場を提供すると共に、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。
 - 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。
 - 子どもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行います。
- 国際交流活動の推進
 - 児童が外国語に慣れ親しみ、外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育むことができるようにするため、外国語学習の指導体制の整備に取り組みます。
- キャリア教育の推進
 - 児童が学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、学校や家庭、地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげ

たり、将来の生き方を考えたりする学習を推進します。

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり【学童期】

青少年の心身の健全な発達のため、家庭・地域社会と一体となった環境浄化活動の促進に努めます。

また、道内の少年非行の情勢は、非行少年は平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、依然として凶悪事件が発生しているほか、飲酒、喫煙等で補導される少年が後を絶たないなど憂慮すべき状況にあることから、少年の規範意識の向上を図り、非行防止活動の推進に努めます。

○ 社会環境の整備

- 図書類取扱業者、興行者等への立入調査の実施などにより、北海道青少年健全育成条例の規制内容等の周知徹底に努めます。
- 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進めるなど、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。

○ 非行防止対策の推進

- 青少年の非行を防止するため、街頭補導や相談活動など、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催や指導者の育成等、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり【学童期】

近年、低年齢層にもスマートフォンなどインターネット接続機器が普及し、生活に利便性をもたらす一方で、インターネットの利用に起因する青少年の性的被害等が後を絶たないことから、学校での教育や家庭におけるフィルタリングの導入などにより、犯罪に遭遇することを未然に防止するための教育・啓発の推進と取締等に努めます。

○ 福祉を害する犯罪への対策

- 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締活動を推進します。
- 福祉犯の被害者となることを防止するため、学校における性教育や、スマートフォン等へのフィルタリングの導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭や学校、関係機関等の連携強化に努めます。
- 犯罪被害にあった少年の精神的被害の回復を図るため、学校や警察、犯罪被害者等支援団体等との連携による支援の充実に努めます。

○ 情報化社会への対策

- 青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性について啓発に努めます。
 - 児童をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、啓発資料の配付など、保護者に対する普及啓発にも取り組みます。
 - 情報モラルやルールの指導とあわせて、携帯電話やインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実を図ります。
 - 児童に自立した消費者として必要な資質・能力を育成することができるよう、社会科や家庭科、道徳科において、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて理解を深めたり、消費者の役割や金銭の計画的な使い方などについて考えたりするなど、児童の発達の段階に応じた学習を推進します。
 - 消費者教育に携わる教員の指導力向上のため、関係機関や消費者団体等と連携しながら、指導者養成講座の開催や教員研修の充実に取り組み、児童の発達段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 安全安心の確保のための取組の推進
- 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、児童が、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけるための取組に努めます。
 - 学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での児童の安全確保の取組に努めます。

3 思春期（13～17歳）

中学生になるこの時期は、思春期に入り、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期です。また、大人との関係よりも友人関係に自らへの強い意味を見いだします。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。また、性への興味関心も高まる時期でもあります。

高等学校期は、親の保護の元から、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期です。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期です。

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり【思春期】

家庭や学校、地域社会、行政、事業者等が、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組み異年齢・異世代交流、各種体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成

- コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域が一体となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
- 少年補導員等青少年の健全育成に関する民間協力者を確保・育成することにより、行政や民間等の幅広い連携による効果的な青少年健全育成に努めるとともに、青少年を犯罪等による被害から守り、地域住民の目の行き届いた犯罪のおきにくい安全安心なまちづくりを進めるため、防犯団体や地域住民、関係機関等の連携の強化に努めます。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成【思春期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、家庭内における教育が重要です。

不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されています。「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると一日の学習時間が短く、テレビをみる時間が長いなどの課題がみられており、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、道徳教育や性教育などを通じ、正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むための教育を推進します。

○ 家族のふれあい時間の増進

- 核家族化・共働き世帯の増加などにより、食卓を家族全員で囲むなど団らんの機会が減少していることから、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的機運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着に向けた啓発を行い、家族でのふれあい時間を増やせるよう、職場環境の整備を働きかけます。

- 家庭教育における悩みや課題などに対し、臨床心理士、公認心理師等による専門的な面接相談など家庭教育相談窓口の体制を整備するほか、地域における親子の学習機会の充実を図るための情報提供に努めるなど、家庭教育の向上に向けた支援体制を整備します。
- 基本的な生活習慣の習得
 - 学校・家庭・地域が連携・協働し、保護者が子どもの成長・発達にとって望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりすることができる機会の提供を行います。
 - 豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康な食生活を実現するため、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理、判断できる力を身につけることができるよう、学校給食を活用し、家庭・学校・地域が連携・協働した食育の取組を推進します。
 - 体力は意欲や気力など精神面の充実にも大きく関わっており、あらゆる活動の基盤となるものであることから、子どもたちが運動やスポーツなどの楽しさを実感できるよう、また、子どもの成長における運動の重要性について保護者の理解を促進し、家庭における運動習慣や生活習慣の改善を図ります。
 - 「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、一日の学習時間が短く、テレビを見る時間が長いなどの課題がみられており、心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていきます。
 - ゲーム等への過度な依存は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある青少年の心や体に悪影響を及ぼすことから、学校教育における指導の充実にも努めます。
 - 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成
 - 放課後の生徒が多様な体験活動や交流などで過ごせるよう、児童館、集会所、余裕教室等での居場所づくりに努めます。
 - 本道の地域課題等を含め、ふるさとに対する興味・関心をもち、地域社会の一員としてまちづくりにかかわる人材を育てる施策を進めるとともに、アイヌの人たちの歴史や文化等に関する学習や北方領土に関する学習など、ふるさと教育の充実を図ります。
 - 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。
 - 生きる力を育む活動の充実
 - 思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実させます。

- 性に関する正しい知識を習得し、適切な判断や行動ができる力を育むほか思春期における様々な悩みを解消すると共に、子どもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携によりピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。
- 学校教育で男女平等参画や人権について学習する機会を設けるほか、性的マイノリティに対する理解を深め、差別や偏見をなくすよう教育・啓発に努めます。
- 生徒が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が連携した取組を通じて、学校の安全確保対策に取り組みます。
- 生徒が、自らを大切な存在であることを認識し、悩みを抱えたときにSOSを発信することができるよう、相談しやすい体制づくりの充実を図るとともに、自殺予防教育の普及に努めます。
- 生徒が、将来的に飲酒、喫煙、ギャンブル等をはじめとする様々な依存に陥ることのないよう、正しい知識の普及啓発や学校における予防教育の充実などに努めます。

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【思春期】

全ての生徒が心身共に健やかに成長して安心して学校生活を過ごすことができるよう、障がいに関する各種支援サービス、いじめ・不登校等の未然防止及び教育相談体制の充実を努めるなど、生徒を守る取組を推進します。

また、貧困状態にある子どもたちが貧困の連鎖から脱出するためには、自分の将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育支援」に取り組みます。

○ 障がい等のある子どもへの支援

- 障がいのある生徒に対して、本人及び保護者の意向を踏まえ、一貫した指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、効果的な指導や支援の充実を図ることを推進します。
- 発達障がいを含む、障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、中・高校等の全ての教員の特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実を推進します。
- 将来の自立に向けて、勤労観や職業観の育成を図るキャリア教育を推進するとともに、卒業後の進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、心身障害者総合相談所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、企業等の連携のもとに、個々の希望や障がい特性等に応じた進路指導や就労支援を計画的、組織的に進めます。

- 児童虐待の予防と早期発見
 - 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他の専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
 - 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。
- いじめ対策の推進
 - ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから生徒を守るため、学校や家庭、地域の関係機関、団体や企業など、地域社会が連携を図り、インターネット等の危険性についての指導やスマートフォン等のフィルタリングの徹底、ネットパトロールの実施などの取組を推進するほか、家庭におけるルールづくりの必要性について啓発に努めます。
 - いじめの問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察や適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- 不登校、ひきこもり等の対策の推進
 - 不登校等の未然防止・早期対応に向け、生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 不登校の問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察や適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
 - 高等学校の中途退学防止の取組の推進や、高等学校等の中途退学者への学び直しに対する支援を行うとともにキャリア教育の充実を図ります。また高等学校等の中途退学者が再び高等学校等で学び直す場合の支援を行います。
 - 若年無業者等を対象に「地域若者サポートステーション」と連携し就業意識の醸成を図るなど、国や経済団体、保健・福祉機関、教育機関等との連携を図りながら、若年無業者等の職業的自立の支援、正規雇用を希望するフリーターの正社員化などを推進します。
 - 若年無業者・ひきこもりの青少年やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。
- ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
 - 経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。

- ホームページ等の広報媒体の活用やリーフレットの配布等により、ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の普及啓発を図るとともに、安定した就業に向け、ハローワークなどとの連携のもと、各種支援制度を活用し、資格取得などを支援します。
- ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、日常生活を営むことに支障が生じている世帯への家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援など、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を支援します。

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【思春期】

豊かな人間性を育み、社会の一員として自覚を促すため、学校や家庭、地域における多様な体験活動や地域の特色を生かした体験活動を創出するとともに、若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験やインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。

○ 多様な体験機会の提供

- 青少年が自ら進んでボランティア活動を行うことができるよう、ボランティア活動への参加を促進するための情報提供や機運づくりを進め、参加することによる奉仕の精神の醸成に努めると共に、活動をサポートする指導者の育成や様々な体験の場の提供に努めます。
- 地域社会における、地域活動や公共活動への参加を通じ、青少年の連帯感や協働への意識を高めるため、青少年の各種地域活動や公共活動への参加の促進に努めるほか、社会参加活動等を通じて地域づくりに貢献する青少年に対して「北海道青少年顕彰」を実施します。
- 地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成を図ると共に、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。
- 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組の推進に努めます。
- 青少年自身の考え、意見を発表する機会や、施策へ反映する機会の拡充に努めます。

○ 国際交流活動の推進

- グローバル化の進展の中で、青少年同士が異なる生活・文化についてお互いに理解を深めることができるよう、様々な交流活動を通して、コミュニケーション能力の育成や国際人として主体的に行動できる人材の育成に努め、学校間交流や異文化理解教育の促進に努めるほか青少年に関わる国際協力活動への参加の促進に努めます。
- 各学校においては、異文化理解や多文化共生を意識し、生徒を持続可能な社会づくりの

担い手として育むため、学校の教育活動全体を通じて、国際理解に係る教育活動を推進します。

○ キャリア教育の推進

- 中学校では、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考え、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるよう、職場体験などの体験活動の充実を図ります。
- 高等学校では、主体的に地域を支える人材の育成や早期離職者の減少に向け、社会との接続を重視し、望ましい勤労観・職業観を育成するため、キャリアガイダンスの充実や、社会や職業にかかわる様々な事業所等におけるインターンシップのほか、将来、社会にどのように参画していくのかを考えさせるなどの体験的な学習活動の充実を図ります。
- 生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる資質・能力の育成が必要であることから、実践研究校を指定し、社会や職業への円滑な移行に向けた調査研究を行い、高等学校における就職指導の改善・充実を図るほか、求職と求人のミスマッチが生じている企業・業種に対する理解促進を図るための見学会を実施し、職業選択の幅を拡げるなどキャリア教育を推進します。

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり【思春期】

青少年の心身の健全な発達のため、家庭・地域社会と一体となった環境浄化活動の促進に努めます。

また、道内の少年非行の情勢は、非行少年は平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、依然として凶悪犯が発生しているほか、飲酒、喫煙等で補導される少年が後を絶たないなど憂慮すべき状況にあることから、少年の規範意識の向上を図り、非行防止活動の推進に努めます。

○ 社会環境の整備

- 図書類取扱業者、興行者等への立入調査の実施などにより、北海道青少年健全育成条例の規制内容等の周知徹底に努めます。
- 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進めるなど、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。

○ 非行防止対策の推進

- 青少年の非行を防止するため、街頭補導や相談活動など、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催や指導者の育成、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。
- 20 歳未満の飲酒・喫煙は発達段階にある体の成長に様々な影響をもたらすとともに、こ

これらの行為が非行や犯罪への第一歩ともなることから、早い段階での適切な対策に努めます。

- 覚醒剤や危険ドラッグなどの薬物は、社会の安全・安定を脅かすおそれ大きい上、心身の発達途上にある青少年に深刻な健康被害をもたらすことから、警察や教育機関、保健所等の連携による薬物乱用防止に向けた対策の推進に努めます。

○ 犯罪からの立ち直り支援の充実

- 非行少年等を立ち直らせ、再び非行等を犯さないよう、各関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進に努めます。

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり【思春期】

近年、低年齢層にもスマートフォンなどインターネット接続機器が普及し、生活に利便性をもたらす一方で、インターネットの利用に起因する青少年の性的被害等が後を絶たないことから、学校での教育や、家庭におけるフィルタリングの導入などによる犯罪に遭遇することを未然に防止するための教育・啓発の推進と取締等に努めます。

○ 福祉を害する犯罪への対策

- 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締活動を推進します。

- 福祉犯被害については、SNS等の利用に起因するものが多く発生していることから、被害者となることを防止するため、学校における性教育や、スマートフォン等へのフィルタリングの導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭や学校、関係機関等の連携強化に努めます。

- 犯罪被害にあった少年の精神的被害の回復を図るため、学校や警察、犯罪被害者等支援団体等との連携による支援の充実に努めます。

- 犯罪被害者等支援の相談窓口や道警の「少年相談 110 番」等の相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関・団体との連携により、犯罪被害にあった青少年に対する適切な支援に努めます。

○ 情報化社会への対策

- 青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性について啓発に努めます。

- 生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、普及啓発資料の配付など、保護者に対する啓発にも取り組みます。

- インターネットなどからの有害情報の閲覧や有害図書類の販売など青少年に有害な環境

の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援するとともに、少年電話相談などの相談体制の維持、周知に努めます。

- 携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、フィルタリングの普及促進に努めます。
 - 消費者教育に携わる教員の指導力向上のため、関係機関や消費者団体等と連携しながら、指導者養成講座の開催や教員研修の充実に取組み、生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 安全安心の確保のための取組の推進
- 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、生徒が、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけるための取組に努めます。
 - 学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での生徒の安全確保の取組に努めます。

4 青年期・ポスト青年期（18～39 歳）

青年期・ポスト青年期は、就学期間の伸張により、学生の時期が 30 歳前後まで続く場合があること、雇用環境の厳しさ、青少年自身の勤労観の変化等により、経済的自立が（遅れる）困難な青少年が増加しています。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する支援も必要とされています。

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【青年期・ポスト青年期】

若者のキャリアプランが伴わない安易な早期離職は、若者にとっては職業能力の開発の機会を失い、安定した職業生活を送ることができず低所得化するおそれがあるだけではなく、企業にとっては、知識・技能の継承に影響するなど、成長や社会の発展基盤を損なうことが懸念されます。

また、企業のコスト削減や就業意識、就業形態の多様化などにより、正規労働者に比べ生涯賃金が低い非正規労働者が増加することにより、少子化の更なる進行なども懸念されています。

このため、意欲と能力のある若者が安定した職業に就き、充実した生活を送ることができるよう、早期就業や職場定着に向けた取組を推進します。

○ 若者の就業支援の推進

- 正規雇用を希望する若者の安定した就業に向け、北海道就業支援センターにおいて、求職者に対するきめ細やかな職業カウンセリングにより、本人の能力や適性に応じた職種へ誘導するなど、企業とのミスマッチや早期離職を防ぎます。
- 道立高等技術専門学院において、将来中核的技能者として活躍できる若手技術者を育成するため、必要な職業訓練コースを設定するとともに、若年求職者の再就職を支援するため、地域ニーズを踏まえながら民間教育訓練機関等への委託による職業訓練の実施など、職業能力開発の向上に取り組みます。

◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり【青年期・ポスト青年期】

「職場や学校になじめない」、「受験・就職活動の失敗」などをきっかけとしてひきこもりとなった若者が平成 27 年度の内閣府の調査で全国に約 54 万人いると推計されています。

ひきこもり期間はその期間が長くなればなるほど、勤労収入の減少による生活困窮、他人とのコミュニケーション機会の減少などにつながりやすいと考えられます。

このため、ひきこもりの若者の社会参加を促すため、相談体制の充実などに取り組みます。

併せて、働きたい気持ちを持ちながらも働くことに悩みを抱えている若年無業者についても、相談体制の充実等の取組により職業的自立支援を促進します。

また、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動に関する支援などの充実に努めます。

- 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進
 - 若年無業者等を対象に「地域若者サポートステーション」と連携し就業意識の醸成を図るなど、国や経済団体、保健・福祉機関、教育機関等との連携を図りながら、若年無業者等の職業的自立の支援、正規雇用を希望するフリーターの正社員化などを推進します。
 - 若年無業者・ひきこもりの若者やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。
 - 「ひきこもり成年相談センター」における相談やひきこもりに関する研修会・相談会を実施し、支援機関と連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

- 障がいのある若者への支援の充実
 - 障がいのある方々の職業生活における自立を図るため、就業面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」において、職業準備訓練や職場実習の斡旋、就業・日常生活上の相談等を実施するなど、就業や職業への定着を図ります。
 - 「障害者職業能力開発校」における知識・技能の習得機会等の拡大に努めます。
 - 障がいのある若者が身近な地域で多様な委託訓練を受講することによる就職の促進を図ります。
 - 福祉と地場産業の連携を図り、障がいのある方々が多様な職種を選択できる可能性を広げると共に、企業とのマッチングの機会の提供、優良事業所表彰や障がい者雇用に積極的な企業の取組の情報提供や普及啓発、障がい者雇用の一層の推進に関する経済界への要請など、障がいのある方々の就労支援を推進します。
 - 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上を初めとする環境整備を促進します。

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり【青年期・ポスト青年期】

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするためには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

また、犯罪からの立ち直り支援は道民の安全・安心なくらしにつながるものでもあります。地域社会の理解や関心を深めることにより、地域社会と一体となった立ち直り支援を推進します。

- 犯罪からの立ち直り支援の充実
 - 「社会を明るくする運動」との連携等により、地域社会が一体となった立ち直り支援を推進します。

- 安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、関係行政機関等の立ち直り支援に係る情報の共有、ネットワークの構築等により、連携した取組を推進します。

第5章 推進体制

1 庁内における推進体制

青少年の健全育成に関する庁内連絡会議により、知事部局と教育委員会、警察本部が連携・協力し総合的に施策を推進します。

2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議

北海道青少年健全育成条例第45条に基づき、知事の附属機関として設置する、青少年関係団体や学識経験者、公募委員、若者公募委員等から構成する審議会において、青少年健全育成に必要な事項について調査審議等をいただき、施策を推進します。

また、毎年度、基本計画に基づく施策の推進状況を取りまとめ、同審議会に報告し、次年度以降の施策に反映することとしています。

3 国・市町村との連携

青少年の健全育成をはじめ、非行防止や環境整備などの施策の展開に当たっては、道だけではなく、国や市町村との連携が不可欠です。

青少年行政に係る国との情報交換や、国が実施する各種研修制度の活用を促進するなどして、効果的に施策を展開していきます。

特に、広大な面積を持つ北海道では、青少年非行防止等に関する啓発や立入調査などについて、道民に身近な施策を展開する市町村と連携して推進していくほか、情報の共有化を行います。

4 青少年関係団体との連携

道内の各地域には、野外活動や文化、スポーツなどで青少年の育成活動に積極的に取り組んでいる多くの団体があります。

学校教育の分野においても、各地域の校長会やPTA 連合会などの団体があります。

これらの団体は、青少年と直接関わりのある団体であり、健全育成の重要な役割を担っています。

こうした団体との情報共有や協働を進め、青少年の健全育成を支えるネットワークを広げていきます。

5 関係業界との連携

青少年を対象に事業活動を行う事業者は、その与える影響を十分に考慮し、青少年の健全育成の観点から事業活動に適切な措置を講じることが求められます。

青少年の健全育成に向けた事業者の自主的な取組が促進されるよう、関係業界と積極的に連携し、適切な情報提供や啓発に努めます。

また、青少年を雇用する事業者等に対しても、青少年の健全育成に向けた啓発を進めます。

6 地域における連携

青少年の健全育成には、家庭・学校・事業者・地域社会・行政機関等によるそれぞれの取組が重要ですが、関係機関が一丸となり、各方面からのきめ細やかな対策を行うことで、より効果のある取組となります。

各地域の実情を踏まえ、関係機関間の情報共有や協働など、地域全体で青少年の健全育成を見守り支えるネットワークづくりをすすめます。

7 施策の推進状況等の進行管理

青少年の健全育成は、道民の皆さんの参画や協力のもと、社会全体が一体となって進めていくことが重要です。

道が行う、青少年健全育成に関する各施策の推進状況を定期的に把握・検証し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、施策の推進状況を公表し、道民総ぐるみの青少年健全育成活動を推進していきます。

資料編

- 北海道青少年健全育成条例
- 子ども・若者育成支援推進法

北海道青少年健全育成条例

公 布 昭和 30 年 4 月 2 日
北海道条例第 17 号
最終改正 令和元年 10 月 16 日
施行 令和 2 年 1 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 青少年の健全な育成に関する基本的施策（第 8 条—第 13 条）
- 第 3 章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備（第 14 条—第 30 条の 2）
- 第 4 章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限（第 31 条—第 44 条）
- 第 5 章 北海道青少年健全育成審議会（第 45 条—第 52 条）
- 第 6 章 雑則（第 53 条—第 56 条）
- 第 7 章 罰則（第 57 条—第 68 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、道、保護者、事業者、青少年及び道民の責務等を明らかにし、並びに道の施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及びその福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行われなければならない。

2 青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない。

（道の責務）

第 3 条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 道は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。

（保護者の責務）

第 4 条 保護者は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成についての第一義的責任を有するという自覚の下に、その育成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に必要な環境の整備に努めるとともに、道が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力しなければならない。

（青少年の努力）

第 6 条 青少年は、その発達段階に応じ、次代の社会を担う者としての自覚の下に、その自主性をはぐくみながら、健全な社会人として成長するように努めなければならない。

（道民の役割）

第 7 条 道民は、基本理念に対する理解を深め、青少年が健全に育成される社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 青少年の健全な育成に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第 8 条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 家庭、学校、事業者及び地域社会の連携により、それぞれの教育機能を十分に発揮し、及び青少年の豊かな人間性をはぐくむことのできる環境づくりを促進すること。
- (2) 青少年に社会とのかかわりを自覚させながら、その自立を促す環境づくりを促進すること。
- (3) 青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある社会環境の浄化を促進すること。
- (4) 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動を促進すること。

（基本計画）

第9条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第10条 道は、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第11条 道は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（公表）

第12条 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

（表彰等）

第13条 道は、青少年の健全な育成の推進に関して特に功績があったものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

（定義）

第14条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）の長その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。

(3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他の興行（これらに類する営業内容のものを含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行を除く。）をいう。

(4) 興行者 興行を主催する者又は興行の場所を経営する者をいう。

(5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条第1項第2号において同じ。）その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。

(6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに販売又は貸付けをすることができる機器をいう。

(7) 利用カード 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務に応ずる対価を得る目的をもって発行されるカードその他の物品をいう。

2 この章において「青少年有害情報」、「携帯電話インターネット接続役務」、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」又は「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、それぞれ青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。第30条の2において「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項又は第7項から第10項までに規定する青少年有害情報、携帯電話インターネット接続役務、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

（有害興行の指定及び観覧の禁止等）

第15条 知事は、興行の内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、その興行内容の全部又は一部を指定し、興行者に対し、これを青少年に観覧させることを禁止することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、当該興行者にその旨を通知することによって告示に代えることができる。

3 興行者は、第1項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行を催す場合は、知事の定めるところにより、当該興行の場所に、青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

（有害図書類の指定及び販売等の禁止等）

第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。

(1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの

(2) 録画テープ、録画盤又は磁気ディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用し

て当該映像又は音声が再生されるもの（以下この号において「録画テープ等」という。）であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は録画テープ等の倫理上の審査を行う団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。

第17条 図書類の取扱いを業とする者は、図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（有害図書類を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換しないように努めなければならない。

（有害図書類の陳列の方法等）

第18条 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類について、規則で定めるところにより他の図書類と区分し、及び青少年による購入、借受け等を禁止する旨を表示しなければならない。

2 知事は、図書類の取扱いを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（有害がん具類の指定及び販売等の禁止）

第19条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害がん具類とする。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 下着の形状をしたがん具類

(3) 着用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されているがん具類

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が、がん具類の形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

2 がん具類の取扱いを業とする者は、有害がん具類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、若しくは閲覧させ、又は青少年と交換してはならない。

（有害刃物の指定及び販売等の禁止等）

第20条 知事は、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。）でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるものであって、規則で定める基準に該当すると認められるものを有害刃物として指定することができる。

2 刃物の取扱いを業とする者は、有害刃物を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸し付け、又は青少年と交換してはならない。

3 何人も、青少年に有害刃物を所持させないように努めなければならない。

第21条 刃物の取扱いを業とする者は、刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの（有害刃物を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸し付け、又は青少年と交換しないように努めなければならない。ただし、学校その他の教育施設における学習に必要な刃物については、この限りでない。

（有害広告物の指定及び表示等の禁止等）

第22条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害広告物とする。

(1) 卑わいな姿態等を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するもの

(2) 第19条第1項に規定する有害がん具類を撮影した写真又は描写した図画を掲載するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、広告物の形態又はその広告の内容が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

2 何人も、有害広告物を表示し、又は設置してはならない。

3 何人も、有害広告物を青少年に頒布してはならない。

4 何人も、有害広告物を戸別に頒布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合又は規則で定める場所については、この限りでない。

5 知事は、前3項の規定に違反して有害広告物を表示し、設置し、又は頒布している者に対し、当該有害広告物の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

6 第2項及び前項の規定は、法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所において、外部から見えない場所に表示し、又は設置する広告物については、適用しない。

（準用）

第23条 第15条第2項本文の規定は第16条第1項第2号の規定による指定に、第15条第2項の規定は第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項及び前条第1項第3号の規定による指定について準用する。

(自動販売機等の設置等の届出)

第 24 条 自動販売機等を用いて図書類の取扱いを業とする者(以下「自動販売等業者」という。)は、図書類の販売又は貸付けのための自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(3) 次条に規定する自動販売機等管理者を置く場合にあっては、当該自動販売機等管理者の氏名及び住所

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止をした日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

第 25 条 自動販売等業者は、その設置する自動販売機等ごとに、有害図書類の撤去その他必要な措置を自己に代わって行うことができる者であって、規則で定める要件を満たすものを自動販売機等管理として置かなければならない。ただし、自動販売等業者が有害図書類の撤去その他必要な措置を自ら直ちに行うことができる場合は、この限りでない。

(自動販売機等の届出済証のはり付け)

第 26 条 第 24 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の表面の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、若しくは破損し、又は当該届出済証の識別が困難となったときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止等)

第 27 条 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の取扱いを業とする者は、有害図書類又は有害がん具類(以下「有害図書類等」という。)を自動販売機等に収納してはならない。

2 前項に規定する者は、現に自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類等となったときは、直ちに当該有害図書類等を自動販売機等から撤去しなければならない。

3 知事は、第 1 項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類等を収納している者に対し、当該有害図書類等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

第 28 条 前条第 1 項に規定する者は、図書類でその内容の全部若しくは一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、若しくは道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの(有害図書類を除く。)又はがん具類でその形状、構造若しくは機能が青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの(有害がん具類を除く。)を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

(適用除外)

第 29 条 第 24 条から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所において外部から購入できない場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(インターネットの利用に係る環境の整備)

第 30 条 保護者、学校及び職場の関係者その他の青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる機能を有する端末機器(以下「端末機器」という。)を一般に利用させるために設置する施設を経営する者は、端末機器を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)及び端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他の青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報の提供に努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書面の交付義務等)

第 30 条の 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。第 4 項から第 8 項までにおいて同じ。)は、青少年又は保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第 14 条の規定による説明をするときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 3 項において同じ。))を含む。次項から第 5 項までにおいて同じ。)を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第 15 条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該保護者の氏名及び住所並びに青少年有害情報フィルタリングサービ

スを利用しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出を受けて青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない役務提供契約（携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約をいう。）を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載された内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、当該保護者の氏名及び住所並びに同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。
- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による書面の提出を受けて同項の青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等を販売したときは、第3項の規定を準用する。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限

（物品質受入等の制限）

第31条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項の質屋営業を営む者又は貸金業を行う者は、青少年から物品（有価証券を含む。以下この条において同じ。）を質に取り、又は青少年に対し、物品をもって弁済に充てる約款を付して金銭を貸し付けてはならない。

（古物等買受売却等の制限）

第32条 古物（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物（第34条に規定する青少年の着用済みの下着を除く。）をいう。）、廃品又はくず（以下「古物等」という。）の取引を業とする者は、青少年から古物等を買受け、若しくは古物等の販売の委託を受け、又は青少年と古物等を交換してはならない。

（前2条の適用除外）

第33条 前2条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを適用しない。

- (1) 保護者が同行するとき、又は保護者が同意し、若しくは緊急その他やむを得ない事由により囑託を受けたと認めるに足る証明があるとき。
- (2) 自ら営業を営む青少年又は前2条の営業者の使用人である青少年がその営業に関して前2条の行為の相手方となるとき。

（着用済みの下着の買受け等の禁止）

第34条 何人も、青少年から青少年の着用済みの下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を買受け、若しくはその販売の委託を受け、又は青少年に対し、その売却若しくは販売の委託の相手方を紹介してはならない。

（深夜外出の制限）

第35条 保護者は、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日午前4時までの間をいう。以下同じ。）にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 保護者は、前項に規定する理由により深夜にその監護する青少年が外出する場合には、自ら同行し、又は成人に依頼して同行させるようにしなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 3 何人も正当の理由がなく、深夜において、保護者の依頼を受けず、又はその承認を得ないで青少年をその自宅以外の場所に連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

（保護者への通知等）

第36条 警察官、少年警察補導員、児童委員、保護司、学校の校長及び教員その他青少年の保護の任に当たっている当該職員は、深夜において外出している青少年を発見し、これを放置するときは、その青少年の福祉を害するおそれがあると認めるときは、速やかに保護者にその旨を通知して当該青少年の引取りを求め等その保護者に必要な適宜の措置をとらなければならない。

（深夜における興行場等への立入りの禁止）

第37条 興行者及び次に掲げる営業を行う者（以下「興行者等」という。）は、深夜において、当該営業の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用の装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業
 - (2) 設備を設けて、客に、書籍、雑誌その他の刊行物の閲覧又は端末機器の利用を行わせることを主として行う営業
 - (3) 設備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営業であって規則で定めるもの
- 2 興行者等は、深夜において営業を営む場合は、知事の定めるところにより、当該営業の場所に、青少年の

入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

(個室等への立入りの制限等)

第 37 条の 2 前条第 1 項各号に掲げる営業を行う者は、当該営業の場所において、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席（周囲を仕切板等で囲った構造の客席をいう。）に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(1) 出入口に施錠の設備を設けているもの

(2) 内部の見通しを妨げる設備を設けているもの

2 前条第 1 項各号に掲げる営業を行う者は、当該営業の場所に青少年を客として立ち入らせたときは、当該営業の場所の巡回に努めなければならない。

(淫行等の禁止)

第 38 条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 38 条の 2 何人も、青少年に対し、次の各号のいずれかに該当して当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第 1 号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(1) 当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたとき。

(2) 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をしたとき。

(3) 当該青少年が 13 歳未満の者であるとき。

(入れ墨の禁止)

第 39 条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

2 何人も、青少年に対し、入れ墨を受けることを強要し、勧誘し、又は周旋してはならない。

(場所の提供等の禁止)

第 40 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1) 第 34 条に規定する行為

(2) 第 38 条に規定する行為

(3) 前条に規定する行為

(4) 大麻、麻薬又は覚醒剤を不法に使用する行為

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物又は北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成 27 年北海道条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する危険薬物をみだりに使用する行為

(6) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 32 条の 2 に規定する物をみだりに摂取し、又は吸入する行為

(7) 飲酒又は喫煙

(利用カードの販売等の禁止)

第 41 条 何人も、利用カードを青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、若しくは閲覧させ、又は青少年と交換してはならない。

(自動販売機への利用カードの収納の禁止等)

第 42 条 利用カードの取扱いを業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反して自動販売機に利用カードを収納している者に対し、当該利用カードの撤去その他必要な措置を命ずることができる。

3 前 2 項の規定は、法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所において外部から購入できない場所に設置されている自動販売機については、適用しない。

(利用カードの販売の届出等)

第 43 条 利用カードの取扱いを業とする者は、利用カードの販売を営み、又は自動販売機を設置しようとするときは、当該販売場所又は自動販売機ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 利用カードの販売場所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る販売若しくは自動販売機の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止をした日から 15 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(利用カードに係る広告物の表示の禁止等)

第 44 条 何人も、利用カードの販売場所又は自動販売機の設置場所（第 3 項において「販売場所等」という。）に係る広告物を表示し、又は設置してはならない。

2 前項の規定は、法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所において外部から見えない場所に

表示し、又は設置する広告物については、適用しない。

- 3 何人も、販売場所等を記載した文書、図面その他の物品（次項において「宣伝文書等」という。）を青少年に頒布してはならない。
- 4 何人も、宣伝文書等を戸別に頒布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合又は規則で定める場所については、この限りでない。

第5章 北海道青少年健全育成審議会

（設置）

第45条 北海道における青少年の健全な育成を図るため、知事の附属機関として、北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第46条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第47条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第48条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年の健全な育成に関係する団体の役職員
- (3) 事業者（法人にあっては、その役職員）
- (4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第49条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第50条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第51条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第52条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

（立入調査等）

第53条 知事は、この条例実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、興行その他の営業の場所に立ち入らせ、調査を行わせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

2 前項の場合においては、当該職員は、知事の定める証票を携帯し、関係人に対してこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（諮問等）

第54条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の規定による基本計画の策定（基本計画の変更を含む。）をしようとするとき。
- (2) 第15条第1項、第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項又は第22条第1項第3号の規定による指定をしようとするとき。
- (3) 第16条第1項第1号若しくは第2号、第19条第1項第1号、第20条第1項、第22条第1項第1号

又は第 37 条第 1 項第 3 号の規定により規則を定めようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

(一般からの申出)

第 55 条 何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。

- (1) 興行、図書類又は広告物の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけ、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。
- (2) がん具類の形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。
- (3) 刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあり、かつ、第 20 条第 1 項に規定する基準に該当すると思料するとき。

(知事への委任)

第 56 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第 7 章 罰則

第 57 条 第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 58 条 第 38 条第 3 項又は第 39 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 59 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 27 条第 3 項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 常習として第 38 条の 2 の規定に違反した者

第 60 条 業として第 34 条の規定に違反する行為を行った者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定による指定により禁止された興行を青少年に観覧させた者
- (2) 第 16 条第 2 項、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反した者
- (3) 第 34 条の規定に違反した者（前条に該当する場合を除く。）
- (4) 第 38 条の 2 の規定に違反した者（第 59 条第 3 号に該当する場合を除く。）
- (5) 第 40 条、第 41 条又は第 42 条第 1 項の規定に違反した者
- (6) 第 42 条第 2 項の規定による命令に従わなかった者

第 62 条 第 37 条第 1 項の規定に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 2 項から第 4 項までの規定に違反した者
- (2) 第 22 条第 5 項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第 24 条の規定による届出をせず、又は虚偽の申出をした者
- (4) 第 31 条又は第 32 条の規定に違反した者
- (5) 第 43 条の規定による届出をせず、又は虚偽の申出をした者
- (6) 第 44 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反した者

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 15 条第 3 項、第 26 条第 1 項、第 35 条第 3 項又は第 37 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 53 条第 1 項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による資料の提出の要求に正当な理由がなくて応ぜず、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

第 65 条 第 34 条、第 38 条又は第 39 条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第 57 条、第 58 条、第 60 条又は第 61 条（第 3 号に係る部分に限る。）の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第 66 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 57 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第 67 条 第 57 条から前条までの規定に該当する場合においても、刑法（明治 40 年法律第 45 号）又は児童福祉法その他の法令に正条があるときは、これらの法律による。

第 68 条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して 60 日を経過した日から施行する。

2 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年 10 月 16 日条例第 25 号）

〔北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道青少年健全育成条例第16条第1項第2号の規定による指定を受けている団体は、この条例による改正後の北海道青少年健全育成条例第16条第1項第2号(録画テープ又は録画盤に係る部分に限る。)の規定による指定を受けた団体とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

子ども・若者育成支援推進法

公 布 平成 21 年 7 月 8 日
法 律 第 71 号
最終改正 平成 27 年 9 月 11 日
施 行 平成 28 年 4 月 1 日

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにする

ため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣

- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第2次北海道青少年健全育成基本計画

発 行	北海道
編 集	北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
住 所	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電 話	011-204-5663（ダイヤルイン） 011-231-4111（内線 24-165）
F A X	011-232-4820
メール	kansei.dousei3@pref.hokkaido.lg.jp

令和2年（2020年）3月

